

第七十二回国会 衆議院 地方行政委員会 議録 第十一号

昭和四十九年三月五日(火曜日)

午前十時三十七分開議

出席委員

委員長 伊能繁次郎君

理事 小山 省二君

理事 中村 弘海君

理事 村田敬次郎君

理事 山本弥之助君

理事 片岡 清一君

住 栄作君

細谷 治嘉君

多田 光雄君

折小野良一君

理事 高島 修君

理事 中山 利生君

理事 佐藤 敬治君

理事 三谷 秀治君

理事 龜山 孝一君

小川 省吾君

山田 芳治君

小川新一郎君

出席國務大臣

自治大臣 町村 金五君

出席政府委員

自治政務次官 古屋 亨君

自治省財政局長 松浦 功君

自治省税務局長 首藤 堯君

委員外の出席者

地方行政委員会 日原 正雄君

調査室長

委員の異動

三月五日

辞任

小川 省吾君

同日

辞任

八木 一男君

補欠選任

八木 一男君

同日

補欠選任

小川 省吾君

二月二十八日

地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出第四〇号)

地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提

出第四一号)は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出第四〇号)

地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出第四一号)

地方財政に関する件(昭和四十九年度地方財政計画の概要について御説明申し上げます)

地方財政に関する件(昭和四十九年度地方財政計画の概要について御説明申し上げます)

地方財政に関する件(昭和四十九年度地方財政計画の概要について御説明申し上げます)

地方財政に関する件(昭和四十九年度地方財政計画の概要について御説明申し上げます)

地方財政に関する件(昭和四十九年度地方財政計画の概要について御説明申し上げます)

地方財政に関する件(昭和四十九年度地方財政計画の概要について御説明申し上げます)

地方財政に関する件(昭和四十九年度地方財政計画の概要について御説明申し上げます)

地方財政に関する件(昭和四十九年度地方財政計画の概要について御説明申し上げます)

地方財政に関する件(昭和四十九年度地方財政計画の概要について御説明申し上げます)

地方財政に関する件(昭和四十九年度地方財政計画の概要について御説明申し上げます)

地方財政に関する件(昭和四十九年度地方財政計画の概要について御説明申し上げます)

地方財政に関する件(昭和四十九年度地方財政計画の概要について御説明申し上げます)

地方財政に関する件(昭和四十九年度地方財政計画の概要について御説明申し上げます)

地方財政に関する件(昭和四十九年度地方財政計画の概要について御説明申し上げます)

地方財政に関する件(昭和四十九年度地方財政計画の概要について御説明申し上げます)

地方財政に関する件(昭和四十九年度地方財政計画の概要について御説明申し上げます)

地方財政に関する件(昭和四十九年度地方財政計画の概要について御説明申し上げます)

地方財政に関する件(昭和四十九年度地方財政計画の概要について御説明申し上げます)

地方財政に関する件(昭和四十九年度地方財政計画の概要について御説明申し上げます)

税及び事業税、小規模住宅用地の固定資産税等についてその軽減合理化をはかることとしております。

一方、市町村民税法人税割の税率の引き上げ等により地方税源を拡充強化するとともに、自動車取得税の税率の引き上げ並びに地方道路譲与税及び自動車重量譲与税の増強により地方道路財源の確保をはかることとしております。

第二は、地方交付税についてであります。

地方財政の状況等を考慮し、昭和四十九年度の特例として交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金残高に相当する千六百八十億円の減額調整を行なうとともに、引き続き沖繩県及び同県市町村に対して交付すべき地方交付税の財源に資するため、臨時沖繩特別交付金三百二十一億円を国の一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れることとしております。

第三は、総需要抑制の見地から地方債の発行額を極力圧縮するとともに、地方債資金における政府資金の構成比率を高める等地方債の質的改善をはかることとしております。

第四は、総需要抑制の要請を踏まえつつ、住民生活の安定と住民福祉の充実のための施策を重点的に推進することであり、このため、地方交付税、地方債、国庫補助負担金等を通じて重点的な財源配分を行なうこととしております。

まず、生活保護、児童福祉、老人福祉等の社会福祉施策の充実、教職員の数及び処遇の改善、私学助成の拡充等教育の振興をはかることにも、消防救急対策、公害対策、交通安全対策、消費者行政等を推進することとしております。

次に、上下水道、廃棄物処理施設、教育施設、社会福祉施設、住宅等住民福祉の充実をはかるための事業を重点的に進めることとし、また、人口急増地域における教育施設、消防施設等の整備に

対する財政措置を拡充するとともに、過疎及び辺地対策事業債の増額、集落の移転整備、僻地医療の確保等過疎地域対策を推進することとしております。

さらに、土地開発基金の計上等により公共用地の先行取得及び公有地の拡大に資することとしております。

第五は、地方公営企業の経営の健全化を積極的に推進し、経営基盤の強化をはかることとあります。特に病院事業の経営の現状にかんがみ、不良債務解消のため新たな助成措置を講ずるとともに、引き続き交通事業の経営の再建を推進し、また、地方公営企業に対する地方債の重点的配分、質的改善をはかることとしております。

第六は、地方財政の健全化及び財政秩序の確立をはかる見地から、国庫補助負担事業にかかる地方団体の超過負担の解消及び税外負担の解消、定員管理の合理化、既定経費の節減について所要の措置を講ずるとともに、今後の経済情勢の推移に応じて地方財政の弾力的な運用をはかり得るようにするため、新たに財政調整資金を計上することとしております。

以上の方針のもとに、昭和四十九年度の地方財政計画を策定いたしました結果、歳入歳出の規模は十七兆三千七百五十三億円となり、前年度に対し、二兆八千二百四十三億円、一九・四％の増加となっております。

以上が昭和四十九年度地方財政計画の概要であります。

○伊能委員長 次に、補足説明を求めます。松浦

財政局長。

○松浦政府委員 昭和四十九年度地方財政計画の概要につきましては、ただいま自治大臣から御説明いたしましたとおりであります。なお、若干の点につきまして補足して御説明申し上げます。

第一は、地方税及び地方譲与税についてであります。住民負担の現状にかんがみ、個人の住民

昭和四十九年三月五日

第一類第二号 地方行政委員会議録第十一号

明年度の地方財政計画の規模は、十七兆三千七百五十三億円で、前年度に比較いたしまして二兆八千二百四十三億円、増加率は一九・四％となっております。

次に歳入について御説明いたします。まず、地方税の収入見込み額であります。道府県税三兆八千二百五十八億円、市町村税三兆三千六百九十九億円、合わせて七兆一千九百五十七億円でございます。前年度に比べて一兆六千四百八十六億円、二九・七％の伸びとなっております。増加の内訳は、道府県税については八千四百九十八億円、二八・六％、市町村税については七千九百八十八億円、三一・一％増となっております。

なお、地方税におきましては、個人の住民税における減税千七百七十三億円をはじめ、合計三千六百六十三億円の減税を行なうとともに、市町村民税法人税制及び自動車取得税の税率の引き上げ等により千九百三十一億円の増収を見込み、差し引き千七百三十二億円の減収を見込んでおります。

地方譲与税につきましては、地方道路税及び自動車重量税の税率の引き上げに伴う地方道路譲与税及び自動車重量譲与税の増収分を含め、総額二千五百五十五億円となっております。

次に、地方交付税であります。総額は三兆四千四百四十四億円、前年度に比し五千七十億円、一七・四％の増加となっております。その算定基礎を申し上げますと、国税三税の三三・三％分三兆三千八百三十億円で四十七年度の精算分千六百七十二億円を加算し、これより四十九年度特例減額調整分一千六百八十億円を差し引いて三兆三千八百二十三億円となりますが、この額に臨時沖繩特別交付金三百二十一億円を加算いたしまして、総額三兆四千四百四十四億円となっております。

国庫支出金につきましては、総額四兆五千三百七十二億円で、前年度に比し五千七百二十七億円、一四・四％の伸びとなっております。これ

は、生活扶助基準の引き上げ、児童手当の拡充、老人医療の公費負担の充実等社会福祉関係国庫補助負担金、義務教育諸学校教職員の定数改善等に伴う国庫負担金の増などがおもなものであります。

次に、地方債でございます。一般会計分の地方債発行予定額は一兆二千九百九十億円でございまして、前年度に比しまして四百五十億円、四・二％減少しております。地方債計画全体の規模は二兆三千三百九十億円で、前年度に比しまして八百六十億円、三・八％の増となっております。

地方債計画の基本方針といたしましては、総需要の抑制の要請を踏まえながら、住民生活に直接の影響を持つ事業を重点的に推進することといたしております。

資金構成といたしましては、政府資金が一兆四千四百億円であり、その地方債資金に占める割合は六〇・三％となっております。

最後に、使用料及び手数料等でございますが、これは最近における実績の増加率等を勘案して計上いたしております。

その結果、歳入構成におきましては、地方税が前年度三八・一％に対し三三・三％増の四一・四％となり、これに地方譲与税及び地方交付税を加えた一般財源は前年度五九・三％から六二・四％へと歳入構成比率を高め、反面国庫支出金一・二％、地方債一・五％と、前年度に比しそれぞれウエートが低下しております。

次に、歳出について御説明いたします。まず、給与関係経費は総額五兆二百六十六億円で、前年度に比しまして二・三・六％の伸びを示しております。これに関連いたしまして、職員数については、教育、警察、消防、社会福祉、清掃、公害、消費者行政関係の職員を中心に三万九千二百六十一人の増員をはかると同時に、国家公務員の定員削減の方針に準じ、約一万人の定員合理化を行なうこととしております。また、本年度においては、地方の実態を考慮し、職員数の規模は正

二万四千人を見込んでおります。なお、義務教育諸学校教員の処遇改善につきましては、国庫負担金の算定の基礎に準拠して総額千六百九十三億円を計上いたしております。

次に、一般行政経費につきましては、総額三兆八千七百二十八億円、前年度に比しまして七千五百七十七億円、二・四・〇％の増加となっております。このうち国庫補助負担金等を伴うものは一兆九千八百九十九億円で、前年度に比しまして四千四百二十二億円、二・五・五％の増加となっております。中には、生活扶助基準の引き上げ等をはかっている生活保護費、児童手当の拡充等をはじめとする児童福祉費、老人医療無料化対策等の老人福祉費などが含まれております。

国庫補助負担金を伴わないものは一兆八千八百二十九億円で、前年度に比しまして三千四百六十五億円、二・二・六％の増加となっております。この中には、社会福祉関係経費を充実するほか、公害対策関係経費として二百三十八億円、私学の經常助成に要する経費として五百九十九億円、給与改定、災害等に対する財源留保として千三百億円等を計上いたしております。

なお、旅費、物件費について、経費の効率的な使用をはかる見地から二百五十九億円の節約を見込んでおります。

公債費は総額七千八百二十一億円で、前年度に比しまして千七百三十億円、二八・四％の増加となっております。

次に、維持補修費につきましては、各種施設の増加及び補修単価の上昇等の事情を考慮いたしまして、前年度に比しまして七百二十四億円の増額を見込み、三千九百九十二億円を計上しております。また、この中には六十億円の節約を見込んでおります。

投資的経費につきましては、総額六兆三千六百十七億円で、前年度に比しまして三千九百八十一億円、六・七％の増加となっております。

直轄、公共、失業対策の各事業は国費とあわせて執行されるものであります。公共事業費のう

ち、文教施設三四・一％、厚生労働施設三九・二％、生活環境施設五・二％、住宅一七・八％の増加等いわゆる生活関連公共投資が増加しておりますが、公共事業費全体としては三・七％の増加にとどまり、総需要抑制強化の一環として事業規模の圧縮がはかられております。

一般事業費及び特別事業費のいわゆる地方単独事業費は総額二兆七千三百八十六億円で、前年度に比しまして二千六百三十六億円、一〇・七％の増加となっております。この単独事業におきましては、道路八・九％増、廃棄物処理施設一一・六％増、都市公園二二・七％増、人口急増対策二二・七％増、過疎対策二一・〇％増、自動車道等整備をも含む交通安全対策等四三・九％増等生活関連施設の整備充実をはかることといたしております。

次に、本年度におきましては、公有地拡大等に資するため土地開発基金千四百億円を措置するとともに、今後の経済情勢の推移に応じて地方財政の弾力的な運用をはかり得るようにするため、新たに財政調整資金千三百億円を計上いたしております。

また、公営企業繰り出し金につきましては、地下鉄、上下水道、病院等国民生活に不可欠なサービスを供給している事業の経費の増加及び病院事業の不良債務解消のための新たな助成措置に対応して総額三千五百五十五億円を計上いたしております。

なお、このほか、昭和四十七年度に実施いたしました関係各省庁との超過負担の実態調査の結果に基づき、公立文教施設等につきまして、昭和四十八年度に引き続き、補助基準面積の改善分を含め、国費ベースで二百五十八億円の超過負担の解消をはかることといたしております。

その結果、歳出構成におきましては、給与関係経費が前年度二八・〇％に対し三〇・九％増の二八・九％、一般行政経費が前年度二二・四％に対し同様に二二・三％となるなど、その歳出構成比率を高めております反面、投資的経

費は前年度四一・〇%から四・四%減少し、三六・六%となつておる次第でございます。  
以上をもちまして、地方財政計画の補足説明を終わらせていただきます。

○伊能委員長 内閣提出にかかる地方税法の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。町村自治大臣。

地方税法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○町村自治大臣 たいま議題となりました地方税法の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨について御説明申し上げます。

明年度の地方税制につきましては、地方税負担と地方財政の現状にかんがみ、住民負担の軽減合理化をはかるため、道府県民税及び市町村民税の所得控除の額の引き上げ、事業税の事業主控除額の引き上げ、小規模住宅用地等に対する固定資産税の課税標準の特例の創設、ガス税の税率の引き下げ等を行ない、また、地方税源の充実等をはかるため、市町村民税法人税割及び自動車取得税の税率を引き上げる必要があります。

以上が、この法律案を提案いたしました理由であります。  
次に、この法律案の内容につきまして御説明を申し上げます。

その一は、道府県民税及び市町村民税についてであります。

個人の道府県民税及び市町村民税につきましては、住民負担の軽減をはかるため、課税最低限の引き上げを行なうこととし、基礎控除の額を二万円、配偶者控除の額を三万円及び扶養控除の額を二万円引き上げ、老人扶養控除及び配偶者のいない世帯の一人目の扶養親族にかかる扶養控除の額をそれぞれ二万円引き上げることいたしました。また、障害者控除、老年者控除、寡婦控除及

び勤労学生控除の額についてもそれぞれ一万円引き上げるとともに、特別障害者控除の額を二万円引き上げることいたしました。

なお、障害者、未成年者、老年者及び寡婦についての非課税の範囲を、年所得五十万円までに拡大するとともに、白色申告者の専従者控除の控除限度額を二十万円に引き上げることとしております。

法人の道府県民税及び市町村民税につきましては、市町村税源の充実を資するため、市町村民税の法人税割の税率を二・一%に引き上げるとともに、道府県民税の法人税割の税率を五・二%に改めることとしていたしました。

その二は、事業税についてであります。  
個人の事業税につきましては、個人事業者の負担の軽減をはかるため、事業主控除額を大幅に引き上げて百五十万円にするとともに、白色申告者の専従者控除の控除限度額を二十万円に引き上げることとしていたしました。

法人の事業税につきましては、中小法人に対する負担の軽減をはかるため、軽減税率の適用所得の範囲を拡大することとし、また、保険事業の課税標準の算定方法の合理化をはかるため、生命保険事業の課税標準である各事業年度の収入金額は各事業年度の収入保険料に生命保険の区分に応ずる一定率を乗じて得た金額によって算定することと改めるとともに、損害保険事業の課税標準である各事業年度の収入金額を算定する場合の正味収入保険料に乘ずべき率を改めることとしていたしました。

その三は、不動産取得税についてであります。  
不動産取得税につきましては、新都市基盤整備事業の施行に伴う換地等の取得について非課税とするほか、農業委員会のあつせんによる一定の農地の交換分合によって取得する土地等の課税標準の特例措置の適用期限を延長するとともに、心身障害者を多数雇用する事業所において取得する施設については、不動産取得税を軽減することとしたしております。

その四は、料理飲食等消費税についてであります。  
料理飲食等消費税につきましては、大衆負担の軽減をはかるため、旅館における宿泊及びこれに伴う飲食の基礎控除の額を千五百円に引き上げることとしていたしました。

その五は、自動車税、軽自動車税及び自動車取得税についてであります。  
自動車税及び軽自動車税につきましては、所有権留保自動車等にかかる自動車税及び軽自動車税について、買主の住所等が不明である場合等を除き、その自動車の買主から徴収するようにしなければならぬものとする事としていたしました。

また、自動車取得税につきましては、自動車の取得が昭和四十九年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの間に行なわれる場合に限り、軽自動車以外の自家用自動車にかかる税率を五%に引き上げるとともに、免税点を三十万円に引き上げることとしていたしました。

その六は、固定資産税についてであります。  
固定資産税につきましては、二百平方メートル以下の小規模な住宅用地にかかる固定資産税について、課税標準をその価格の四分の一の額とし、その額が昭和四十八年度の課税標準となるべき額をこえるときは、昭和四十九年度及び昭和五十年度は昭和四十八年度の課税標準額に据え置くこととする事として、個人の所有する非住宅用地にかかる昭和四十九年度及び昭和五十年年度の固定資産税額は、原則として前年度の課税標準となるべき額の一・五倍の額を限度として算定した税額とする事としていたしました。

また、国立公園または国定公園の特別保護地区等の区域内の特定の土地について非課税とするほか、流通の合理化、良質の住宅の供給その他国民生活の安定向上に直接寄与する機械その他の設備について課税標準の特例を設けるとともに、発電所及び重要産業用合理化機械にかかる固定資産税の課税標準の特例措置を廃止する等負担の軽減合理化をはかることとしていたしました。

さらに、大規模償却資産にかかる固定資産税の市町村の課税限度額を引き上げるため、市町村の人口段階に応ずる課税定額を増額するとともに、資産価額に対する課税最低限度保障額及び基準財政需要額に乘すべき財源保障率を引き上げることとしていたしました。

なお、下水道または工業用水道の用に供するダムについては固定資産税を課し、または市町村交付金の対象とすることとしていたしました。

その七は、電気税及びガス税についてであります。  
電気税及びガス税につきましては、現行の電気ガス税を電気税及びガス税に分離することとし、住民負担の軽減をはかるため、ガス税にかかる税率を五%に引き下げるとともに、電気税にかかる免税点を千二百円に、ガス税にかかる免税点を二千七百円に引き上げることとしていたしました。

また、保育所においてその入所者の保育のため直接使用する電気及びガスを非課税とする等の軽減措置を講ずることとしていたしました。

その八は、国民健康保険税についてであります。  
国民健康保険税につきましては、その課税限度額を十二万円に引き上げることとしていたしました。

このほか、地方税制の合理化をはかるための規定の整備等所要の規定の整備を行なっております。  
以上の改正により、昭和四十九年度においては、個人の住民税におきまして一千七百七十三億円、個人の事業税におきまして三百二十二億円、固定資産税におきまして一千五百億円、ガス税その他におきまして五百六十三億円、合計三千六百六十三億円、平年度四千二百九十億円の減税を行なうこととなりますが、一方、市町村民税法人税割の税率の引き上げ等により一千八百九十九億円、自動車取得税の税率の引き上げにより六百十三億円、固定資産税の特例の整理縮小その他で二百二十九億円、合計一千九百三十一億円の増収が見込まれますので、差し引き一千七百三十二億円、平年度一千百三十四億円の減収となります。

以上が、地方税法の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○伊能委員長 次に、補足説明を求めます。首藤税務局長。

○首藤政府委員 ただいま説明されました地方税法の一部を改正する法律案の内容につきまして、お配りしております新旧対照表により補足して御説明申し上げます。新旧対照表は、お手元の五点セットのまん中から以降にございます。

一ページ。第五条の改正は、現行の電気ガス税を電気税及びガス税に分離しようとするものであります。

次に、道府県民税の改正であります。

三ページから四ページ。第二十四条の五の改正は、障害者、未成年者、老年者または寡婦の非課税限度額を現行の年所得四十三万円から五十万円に引き上げようとするものであります。

四ページ。第三十二条の改正は、白色申告者の専従者控除の控除限度額を現行の十七万円から二十万円に引き上げようとするものであります。

六ページから七ページ。第三十四条第一項第六号から第九号までの改正は、障害者控除、老年者控除、寡婦控除及び勤労学生控除の額をそれぞれ一万円引き上げて現行の十二万円から十三万円とし、特別障害者控除額を現行の十四万円から十六万円に引き上げようとするものであります。

七ページ。第三十四条第一項第十号及び第十一号並びに同条第二項及び第三項の改正は、配偶者控除額を現行の十五万円から十八万円に、扶養控除額を現行の十二万円から十四万円に、基礎控除額を現行の十六万円から十八万円に、老人扶養親族及び配偶者のいない世帯の一人目の扶養親族にかかる扶養控除額を現行の十四万円から十六万円に、それぞれ引き上げようとするものであります。

なお、基礎控除額等の引き上げによって、住民税の課税最低限は、夫婦二人の給与所得者の場合、現行の八十六万五千円から百一十六万六千円に引き上げられることとなります。

八ページ。第五十一条の改正は、道府県民税法人税制の標準税率を、現行の百分の五・六から百分の五・二に、制限税率を現行の百分の六・六から百分の六・二に改めようとするものであります。

次は、事業税の改正であります。

一〇ページから一一ページ。第七十二条の十四第五項の改正は、生命保険事業の課税標準の算定について、現行では各事業年度の新規契約にかか

る初年度収入保険料に一定率を乗じて得た金額に上乗せしているのを、各事業年度の収入保険料に個人保険にあっては百分の二十四、貯蓄保険にあっては百分の七、団体保険にあっては百分の十六、団体年金保険にあっては百分の五を乗じて得た金額によることに改めようとするものであります。

一一ページから一二ページ。第七十二条の十四第六項の改正は、損害保険事業の課税標準を算定する場合に、正味収入保険料に乘すべき率について、船舶保険にあっては現行の百分の二十を百分の二十五に、運送保険及び積荷保険にあっては現行の百分の二十五を百分の四十五に改める等合理化をはかるようとするものであります。

一二ページから一三ページ。第七十二条の十七第三項の改正は、個人事業税の事業専従者控除限度額を現行の十七万円から二十万円に引き上げようとするものであります。

一三ページ。第七十二条の十八の改正は、個人事業税の事業主控除額を現行の八十万円から百五十万円に引き上げようとするものであります。

一四ページから一五ページ。第七十二条の二十二及び第七十二条の四十八の改正は、中小法人に對する軽減税率の適用所得の範囲について、六％の税率については現行の百五十万円以下の金額を三百五十万円以下の金額に、九％の税率については現行の三百万円以下の金額を七百万円以下の金額に拡大しようとするものであります。

次は、不動産取得税の改正であります。

一五ページ。第七十三条の改正は、政令で住宅の範囲を限定しようとするものであります。

一五ページから一六ページ。第七十三条の四第一項の改正は、商工会議所及び日本商工会議所並びに商工会及び商工会連合会が直接その本来の事業の用に供する不動産の取得を非課税としようとするものであります。

一六ページ。第七十三条の六第四項の改正は、新都市基盤整備事業の施行に伴う換地の取得を非課税としようとするものであります。

次は、料理飲食等消費税の改正であります。

一六ページ。第百十四条の三第一項の改正は、旅館における宿泊及びこれに伴う飲食にかかる基礎控除の額を現行の千円から千五百円に引き上げようとするものであります。

なお、この改正は、昭和四十九年十月一日から施行することとしております。

次は、自動車税の改正であります。

一六ページから一七ページ。第百五十一条第八項の改正は、所有権留保自動車にかかる自動車税の徴収方法について、一定の場合を除き、当該自動車の買い主から徴収するようになければならぬものとしようとするものであります。

次は、市町村民税の改正であります。

一七ページから二二ページ。第二百九十二条から第三百十四条の四までの改正は、障害者等の非課税限度額の引き上げ、白色申告者の専従者控除の控除限度額の引き上げ、各種所得控除額の引き上げ等の改正で、道府県民税と同様でありますので説明を省略させていただきます。

二二ページ。第三百十四条の六の改正は、市町村民税法人税制の標準税率を現行の百分の九・一から百分の十二・一に、制限税率を現行の百分の十・七から百分の十四・五に改めようとするものであります。

次は、固定資産税の改正であります。

二三ページから二四ページ。第三百四十八条第二項第六号の二の改正は、海洋汚染防止法の規定により備えつけられたオイルファンズを非課税とするものであります。

二四ページ。第三百四十八条第二項第七号の二の改正は、国立公園または国定公園の特別保護地区等の区域内の特定の土地を非課税とするものであります。

二四ページから二五ページ。第三百四十八条第二項第九号の改正は、公的医療機関の開設者または特定医療法人が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供する固定資産を非課税とするものであります。

二五ページ。第三百四十八条第二項第二十三号の四の改正は、農業機械化研究所の試験研究または検査の用に供する固定資産を非課税とするものであります。

二五ページから二六ページ。第三百四十八条第四項の改正は、法人である労働組合、国家公務員または地方公務員の団体が所有し、かつ、使用する事務所を非課税とするものであります。

二六ページから二七ページ。第三百四十九条の三第一項の改正は、発電所の用に供する家屋及び償却資産について課税標準の特例措置を廃止しようとするものであります。

二七ページ。第三百四十九条の三第四項の改正は、重要産業用合理化機械について課税標準の特例措置を廃止し、新たに住宅、流通産業等の民生関連設備、廃棄物再生処理用の機械、設備、農業協同組合、中小企業等協同組合等が取得した農林漁業者または中小企業者の共同利用に供する機械、装置について課税標準の特例措置を設けようとするものであります。

二七ページから二八ページ。第三百四十九条の三第十三項の改正は、新造車両にかかる課税標準の特例措置の適用期間を五年間に延長しようとするものであります。

二八ページ。第三百四十九条の三第十六項の改正は、水資源開発公団が所有するダム用のに供する固定資産のうち水道または工業用水道の用に供する部分について課税することとし、家屋及び償却資産について課税標準の特例措置を設けようとするものであります。

二八ページ。第三百四十九条の三第十六項の改正は、水資源開発公団が所有するダム用のに供する固定資産のうち水道または工業用水道の用に供する部分について課税することとし、家屋及び償却資産について課税標準の特例措置を設けようとするものであります。

二八ページ。第三百四十九条の三第十六項の改正は、水資源開発公団が所有するダム用のに供する固定資産のうち水道または工業用水道の用に供する部分について課税することとし、家屋及び償却資産について課税標準の特例措置を設けようとするものであります。

二八ページ。第三百四十九条の三第十六項の改正は、水資源開発公団が所有するダム用のに供する固定資産のうち水道または工業用水道の用に供する部分について課税することとし、家屋及び償却資産について課税標準の特例措置を設けようとするものであります。

二八ページ。第三百四十九条の三第十六項の改正は、水資源開発公団が所有するダム用のに供する固定資産のうち水道または工業用水道の用に供する部分について課税することとし、家屋及び償却資産について課税標準の特例措置を設けようとするものであります。

二八ページ。第三百四十九条の三第十六項の改正は、水資源開発公団が所有するダム用のに供する固定資産のうち水道または工業用水道の用に供する部分について課税することとし、家屋及び償却資産について課税標準の特例措置を設けようとするものであります。

二八ページ。第三百四十九条の三第十六項の改正は、水資源開発公団が所有するダム用のに供する固定資産のうち水道または工業用水道の用に供する部分について課税することとし、家屋及び償却資産について課税標準の特例措置を設けようとするものであります。

二八ページ。第三百四十九条の三第十六項の改正は、水資源開発公団が所有するダム用のに供する固定資産のうち水道または工業用水道の用に供する部分について課税することとし、家屋及び償却資産について課税標準の特例措置を設けようとするものであります。

二八ページ。第三百四十九条の三第十六項の改正は、水資源開発公団が所有するダム用のに供する固定資産のうち水道または工業用水道の用に供する部分について課税することとし、家屋及び償却資産について課税標準の特例措置を設けようとするものであります。

二八ページ。第三百四十九条の三第十六項の改正は、水資源開発公団が所有するダム用のに供する固定資産のうち水道または工業用水道の用に供する部分について課税することとし、家屋及び償却資産について課税標準の特例措置を設けようとするものであります。

とするものであります。

二八ページから二九ページ。第三百四十九条の三の二第二項の改正は、小規模住宅用地について課税標準を価格の四分の一とする特例措置を設けようとするものであります。

二九ページから三〇ページ。第三百四十九条の四第一項の改正は、大規模の償却資産にかかる課税限度額を引き上げるため、市町村の人口段階に応ずる課税定額を人口段階区分に応じ、五億円ないし四十億円に引き上げるとともに、資産価格に対する課税最低限度保障額を大規模の償却資産の価格の十分の四に引き上げようとするものであります。

三〇ページから三二ページ。第三百四十九条の四第二項及び第三百四十九条の五の改正は、大規模の償却資産にかかる基準財政需要額に乘すべき財源保障率を百分の百六十に引き上げるとともに、これに伴い新設大規模償却資産にかかる財源保障率を第一次新設大規模償却資産にあっては百分の二百二十に、第二次新設大規模償却資産にあっては百分の二百に、第三次新設大規模償却資産にあっては百分の百八十に、それぞれ引き上げようとするものであります。

次は、軽自動車税の改正であります。  
三三ページ。第四百四十六条第七項の改正は、第三百五十一条第八項と同趣旨の改正であります。  
次は、電気ガス税の改正であります。

電気ガス税については、電気税とガス税に分離しようとするほか、次のような改正を行なおうとするものであります。

三四ページから三五ページ。第四百八十九条第一項及び第二項の改正は、暫定非課税期間の満了するエチレン、プロピレン、ターポリマーゴム及び合成グリセリンを電気税の恒久的な非課税品目に加えようとするものであります。

三六ページから三八ページ。第四百八十九条第十一項及び第四百八十九条の二第三項の改正は、保育所においてその入所者の保育のために直接使用する電気及びガスを非課税としようとするものであります。

あります。

三八ページ。第四百九十条の改正は、ガス税の税率を現行の六%から五%に引き下げようとするものであります。

三八ページから三九ページ。第四百九十条の二の改正は、免税点を電気税については現行の千円から千二百円に、ガス税については現行の二千円から二千七百円にそれぞれ引き上げようとするものであります。

次は、国民健康保険税の改正であります。  
五〇ページ。第七百三条の四第四項の改正は、課税限度額を現行の八万円から十二万円に引き上げようとするものであります。

五〇ページ。第七百三条の四第十項の改正は、みなし世帯主にかかる減額を資産割額についてもできるようにしようとするものであります。

次は、都等の特例の改正であります。  
五一ページ。第七百三十四条第三項の改正は、道府県民税法人税割及び市町村民税法人税割の税率の引き上げ等に伴い都に対する特例についても同様の措置を講じようとするものであります。

次は、本法附則の改正であります。  
五二ページから五三ページ。附則第四条第二項の改正は、所得税において繰り戻し還付の期間の特例が認められた認定中小企業者の純損失について繰り越し控除期間を三年から五年に延長しようとするものであります。

五四ページ。附則第八条の改正は、法人税において繰り戻し還付の期間の特例が認められた認定中小企業者等の欠損金について、法人の住民税にかかる繰り越し控除期間を五年から七年に延長しようとするものであります。

五四ページから五五ページ。附則第九条第二項の改正は、生命保険会社が社会福祉事業振興会と締結する保険の契約に基づく収入保険料については生命保険事業の課税標準の算定上これを控除しようとするものであります。

五五ページ。附則第九条第三項の改正は、生命保険事業の課税標準である収入金額の算定方法の

改正について、二年間に限り、税負担の激変を緩和するための調整措置を講じようとするものであります。

五五ページから五六ページ。附則第九条第四項の改正は、附則第四条の改正と同様に、認定中小企業者の純損失について、個人事業税にかかる繰り越し控除期間を三年から五年に延長しようとするものであります。

五六ページから五七ページ。附則第十一条第二項の改正は、農業委員会のあつせんによる農地の交換分合によつて行なわれた土地の取得で農業振興地域にかかるもの不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を、二年間延長しようとするものであります。

五七ページ。附則第十一条第七項の改正は、日本自動車ターミナル株式会社が直接その本来の事業の用に供する家屋にかかる不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を、二年間延長しようとするものであります。

五七ページから五八ページ。附則第十一条の二第五項及び第六項の改正は、心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が雇用促進事業団から資金の貸し付けを受けて事業所の用に供する施設を取得した場合、その取得が昭和五十二年三月三十一日までに行なわれた場合に限り、不動産取得税を減額しようとするものであります。

五八ページから五九ページ。附則第十四条第二項の改正は、リース契約にかかる公署防止施設について三年度間に限り、固定資産税を非課税とするものであります。

五九ページ。附則第十五条第一項の改正は、日本自動車ターミナル株式会社の事業用資産にかかる固定資産税の課税標準の特例措置を二年延長しようとするものであります。

五九ページから六〇ページ。附則第十五条第四項の改正は、農山漁村電気導入促進法の農山漁業団体が、発電所、変電所または送電施設の用に供する家屋及び償却資産について、従来どおり、課税標準の特例措置を認めようとするものであります。

六〇ページ。附則第十五条第七項の改正は、原油備蓄施設について一定期間、固定資産税の課税標準の特例措置を設けようとするものであります。

六〇ページ。附則第十五条第九項の改正は、電子計算機にかかる固定資産税の課税標準の特例措置を二年延長しようとするものであります。

六一ページから六二ページ。附則第十八条第九項の改正は、小規模住宅用地にかかる昭和四十九年度及び昭和五十年年度の固定資産税の額は、昭和四十八年度の課税標準となるべき額によつて算定した税額をこえないようにしようとするものであります。

同条第十項及び第十一項の改正は、新たに固定資産税が課されることとなる小規模住宅用地等の税額算定方法を定めようとするものであります。

六三ページから六四ページ。附則第十八条の二第二項及び第三項の改正は、個人の所有する非住宅用地にかかる昭和四十九年度及び昭和五十年年度の固定資産税の課税標準となるべき額は、現行制度による額が前年度の課税標準となるべき額の一・五倍をこえるときは、一・五倍の額を限度とし、その課税標準となるべき額の価格に対する割合の最低限度を昭和四十九年度にあっては百分の三十、昭和五十年年度にあっては百分の六十にしようとするものであります。

七二ページから七三ページ。附則第三十一条の改正は、昭和四十九年六月一日から昭和五十年五月三十一日までの間、綿糸及びビスコース繊維、銅アンモニア繊維、酢酸繊維またはビニロン等の合成繊維の糸の製造の用に供する電気に対して課する電気税の税率を現行の六%から二%に、毛糸の製造の用に供する電気に対して課する電気税の税率を現行の六%から四%にそれぞれ引き下げようとするものであります。

七三ページ。附則第三十二条第二項の改正は、軽自動車以外の自家用の自動車の取得にかかる自動車取得税の税率を当該取得が昭和四十九年四月

一日から昭和五十一年三月三十一日までの間に  
なされる場合に限り、現行の百分の三から百分の  
五に引き上げようとするものであります。

七四ページ。附則第三十二條第三項の改正は、  
低公害自動車にかかる自動車取得税の税率につ  
いて、自動車取得税の税率の引き上げに伴う所要  
の調整を行なうとするものであります。

七四ページ。附則第三十二條第四項の改正は、  
昭和四十九年四月一日から昭和五十一年三月三  
十一日までの間に取得される自動車にかかる自動車  
取得税の免税点を現行十五万円から三十万円に引  
き上げようとするものであります。

七七ページから七九ページ。附則第三十三條の  
三の改正は、土地の譲渡等にかかる事業所得等  
に対する住民税の課税の特例を定めたものであり  
ます。すなわち、昭和四十四年一月一日以後に取得  
した土地等の譲渡等による所得については、当分  
の間、他の所得と分離し、当該事業所得または雑  
所得の金額の道府県民税にあつては百分の四に相  
当する金額、市町村民税にあつては百分の八に相  
当する金額と総合課税を行なつた場合に算出され  
る当該事業所得または雑所得にかかる道府県民税  
額または市町村民税額の百分の百十に相当する金  
額とのいずれか多い金額に相当する道府県民税及  
び市町村民税を課することとしております。

八〇ページから八一ページ。附則第三十四條の  
二の改正は、特定市街化区域農地等を宅地の用に  
供するために譲渡した場合における長期譲渡所得  
に対する住民税の課税の特例を定めたものであり  
ます。

八一ページから八二ページ。附則第三十五條第  
三項の改正は、国または地方公共団体等に対する  
譲渡等一定の譲渡による短期譲渡所得に対して  
は、分離課税制度を適用しないこととしようとし  
るものであります。

八五ページから八六ページ。附則第三十五條の  
四の改正は、所得税法の改正による退職所得控除  
の引き上げが昭和四十九年一月一日にさかのぼ  
って適用されることに伴い、昭和四十九年分の退職  
手当等にかかる住民税のうち、すでに納付されて  
いるものについて還付等の手続が必要となる場合  
があるため、そのための所要の規定の整備であり  
ます。

八七ページから八九ページ。附則第三十七條の  
改正は、昭和五十年に予定されております沖繩国  
際海洋博覧会の開催に伴う特例措置として参加国  
参加国の代表等または沖繩国際博覧会協会に対し  
ては住民税を非課税とするほか、博覧会の用に供  
する施設については、不動産取得税を非課税とす  
る等の措置を講じようとするものであります。

九〇ページ。第二條第一項第五号の改正は、水  
道または工業用水道の用に供するダムにかかる固  
定資産を市町村交付金の対象としようとするもの  
であります。

九〇ページ。第二條第六項の改正は、日本国有  
鉄道が車両工場及び車両基地に設置した廃液処理  
施設等を市町村納付金の対象としないこととする  
ものであります。

九一ページから九二ページ。第四條第五項の改  
正は、水道または工業用水道の用に供するダムに  
かかる家屋及び償却資産について交付金算定標準  
額の特例措置を設けようとするものであります。

九二ページから九五ページ。第五條の改正は、  
固定資産税における大規模の償却資産の市町村の  
課税限度額の引き上げに伴い、交付金について  
も、これと同様の措置を講じようとするものであ  
ります。

九七ページ。第二十一條の三の改正は、多目的  
ダムのうち水道または工業用水道の用に供する固  
定資産を市町村交付金の対象としようとするもの  
であります。

九八ページから九九ページ。附則第十六項の表  
の第六号の改正は、日本国有鉄道の車両の運行に  
伴う騒音を防止するための遮音壁について、納付  
金算定標準額の特例措置を設けようとするもので  
あります。

以上でございます。

○伊能委員長 内閣提出にかかる地方交付税法の  
一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説  
明を聴取いたします。町村自治大臣。

地方交付税法の一部を改正する法律案  
〔本号末尾に掲載〕

○町村国務大臣 ただいま議題となりました地方  
交付税法の一部を改正する法律案の提案理由とそ  
の要旨について御説明申し上げます。

昭和四十九年度分の地方交付税については、社  
会福祉水準の向上、教育の充実等に要する財源の  
充実をはかるため、普通交付税の額の算定に用い  
る単位費用を改定するとともに、地方財政の状況  
にかんがみ、地方交付税の総額について特例を設  
ける等の必要があります。

次に、この法律案の内容につきまして御説明申  
し上げます。

まず、昭和四十九年度の普通交付税の算定方法  
については、児童福祉、老人福祉対策等社会福祉  
施策の充実その他社会福祉水準の向上に要する経  
費の財源を措置するとともに、教職員定数の増  
加、教員給与の改善等教育水準の向上に要する経  
費を増額し、また、市町村道、清掃施設等住民の  
生活に直結する公共施設の計画的な整備を進める  
こととするほか、過密対策、過疎対策、交通安全  
対策、消防救急対策及び消費者行政に要する経費  
を充実することとしております。さらに、公共用  
地の先行取得を促進するため土地開発基金費を基  
準財政需要額に算入するとともに、社会経済情勢  
の変動に対処して弾力的な財政運営を行なうこと  
ができるよう新たに財政調整資金費を算入するこ  
ととしております。

次に、昭和四十九年度分の地方交付税の総額に  
ついては、現行の法定額から千六百七十九億六千  
万円を減額する措置を講ずるとともに、当該減額  
した額を昭和五十二年分度から昭和五十五年度ま  
での地方交付税の総額に加算することとしたしてお  
ります。

なお、特別事業債償還交付金及び市町村民税臨  
時減税補てん償元利補給金につきましては、法人  
税における暫定税率の適用に伴う地方交付税の増  
額に関連して、昭和四十五年度以降その交付が停  
止されておりましたが、今回法人税の税率を引き  
上げることとされたのに伴い、これらの制度を廃  
止することといたしました。

以上が、地方交付税法の一部を改正する法律案  
の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御可決あ  
らんことをお願い申し上げます。

○伊能委員長 以上で説明は終わりました。

次回は、来たる七日木曜日、午前十時から委員  
会を開会することとし、本日は、これにて散会い  
たします。

午前十一時二十七分散会



地方税法の一部を改正する法律案

地方税法の一部を改正する法律

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五節 電気ガス税」を「第五節 電気税及びガス税」に改める。

第五条第二項中「左に」を「次に」に、「但し」を「ただし」に改め、同項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、同項第五号中「電気ガス税」を「電気税」に改め、同号の次に次の一号を加える。

六 ガス税

第十六条の三第一項中「第五号」を「第六号」に改め、同項中第七号を第八号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、同項第三号中「電気ガス税」を「電気税」に改め、同号の次に次の一号を加える。

四 ガス税

第二十三条第一項第四号中「第四十二条の四」を「第四十二条の三」に改める。

第二十四条の三第一項中「信託を含む。」の下に「及びこれらに類する外国の信託を加える。」

第二十四条の五第一項第三号中「四十三万円をこえる」を「五十万円を超える」に改める。

第三十二条第四項中「もつぱら」を「専ら」に改め、同項第一号中「十七万円を」を「二十万円」に改める。

第三十四条第一項第一号及び第二号中「こえる」を「超える」に改め、同項第五号中「割りもどし金」を「割戻金」に、「割りもどし」を「割戻し」に、「こえる」を「超える」に改め、同号ハ中「行なう」を「行う」に改め、同項第六号中「十二万円」を「十三万円」に、「十四万円」を「十六万円」に改め、同項第七号から第九号までの規定中「十二万円」を「十三万円」に改め、同項第十号中「十五万円」を「十八万円」に改め、同項第十一号中「十二万円」を「十四万円」に、「十四万円」を「十六万円」に改め、同条第三項中「十六万円」を「十八万円」に改め、同条第三

項中「十四万円」を「十六万円」に改める。

第三十六条第一項中「漁獲若しくはのりの採取から生ずる所得、原稿若しくは作曲の報酬による所得又は著作権の使用料による所得」を「漁獲から生ずる所得、著作権の使用料に係る所得その他の所得で年々の変動の著しいもののうち政令で定めるもの」に、「こえる」を「超える」に改める。

第五十一条第一項中「百分の五・六」を「百分の五・二」に、「但し」を「ただし」に、「こえる」を「超える」に、「百分の六・六」を「百分の六・二」に改める。

第七十二条の三第一項中「但し」を「ただし」に改め、「信託を含む。」の下に「及びこれらに類する外国の信託を加える。」

第七十二条の十四第一項中「特別の定」を「特別の定め」に、「除外」を「除外ほか」に、「但し」を「ただし」に、「行なう」を「行う」に、「第七十二条の十七第一項但書」を「第七十二条の十七第一項ただし書」に、「基く」を「基づく」に改め、同条第五項中「左の」を「次の」に改め、同項各号を次のように改める。

一 個人保険(第三号に掲げる団体保険以外の生命保険をいう。次号において同じ。)のうち次号に掲げるもの以外のものにあつては、各事業年度の収入保険料(再保険料として収入する保険料を除く。以下本項において同じ。)に百分の二十四を乗じて得た金額

二 貯蓄保険(個人保険のうち貯蓄を主目的とする生命保険で政令で定めるものをいう。)にあつては、各事業年度の収入保険料に百分の七を乗じて得た金額

三 団体保険(普通保険約款において、団体の代表者を保険契約者とし、当該団体に所属する者を被保険者とする事となつてゐる生命保険をいう。次号において同じ。)のうち次号に掲げるもの以外のものにあつては、各事業年度の収入保険料(被保険者が団体から脱退

した場合に保険金以外の給付金を支払う定めのある生命保険につき収入した保険料については、当該給付金に対応する部分の金額を控除した金額)に百分の十六を乗じて得た金額

四 団体年金保険(団体保険のうち当該団体に所屬していた者に対する退職年金若しくは退職一時金又はこれらに準する年金若しくは一時金の支払を目的とする生命保険をいう。)にあつては、各事業年度の収入保険料に百分の五を乗じて得た金額

第七十二条の十四第六項第一号中「百分の二十五」を「百分の四十五」に改め、同項第四号中「前二号」を「前各号」に、「百分の三十五」を「百分の四十」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 地震保険(その保険契約が地震保険に関する法律(昭和四十一年法律第七十三号)第二条第二項各号に掲げる要件を備へる保険をいう。)にあつては、各事業年度の正味収入保険料に百分の二十を乗じて得た金額

第七十二条の十七第三項中「行なう」を「行う」に、「もつぱら」を「専ら」に改め、同項第一号中「十七万円」を「二十万円」に改める。

第七十二条の十八第一項中「行なう」を「行う」に、「八十万円」を「百五十万円」に改め、同条第二項中「行なつた」を「行つた」に、「八十万円」を「百五十万円」に改める。

第七十二条の二十二第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第二号中「百五十万円」を「三百五十万円」に、「こえる」を「超える」に、「こえ」を「超え」に、「三百万円」を「七百万円」に改め、同条第三項中「百五十万円」を「三百五十万円」に、「三百万円」を「七百万円」に改める。

第七十三条中「左の」を「次の」に改め、同条第四号中「部分」を「部分で、政令で定めるもの」に改める。

第七十三条の四第一項に次の一号を加える。

二十七 商工会議所及び日本商工会議所並びに商工会及び商工会連合会が直接その本来の事業の用に供する不動産

第七十三条の六に次の一号を加える。

4 道府県は、新都市基盤整備法(昭和四十七年法律第八十六号)による新都市基盤整備事業の施行に伴う換地の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

第七十二条の三第一項中「千円」を「千五百円」に改める。

第百五十一条に次の一項を加える。

8 道府県は、第一項、第三項又は前項の規定により、第百四十五条第二項に規定する自動車に對して課する自動車税に係る地方団体の徴収金を徴収する場合には、当該自動車の買主の住所又は居所が不明である場合その他政令で定める場合を除き、当該自動車の買主から徴収するようになしなればならない。

第二百九十二条第一項第四号中「第四十二条の四」を「第四十二条の三」に改める。

第二百九十四条の三第一項中「信託を含む。」の下に「及びこれらに類する外国の信託」を加える。

第二百九十五条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第三号中「四十三万円をこえる」を「五十万円をこえる」に改める。

第三百三十三条第四項中「もつぱら」を「専ら」に改め、同項第一号中「十七万円」を「二十万円」に改め、同項第六号中「十二万円」を「十四万円」に、「十四万円」を「十六万円」に改

め、同項第七号から第九号までの規定中「十二万円」を「十三万円」に改め、同項第十号中「十五万円」を「十八万円」に改め、同項第十一号中「十二万円」を「十四万円」に改め、「十四万円」を「十六万円」に改め、同条第二項中「十六万円」を「十八万円」に改め、同条第三項中「十四万円」を「十六万円」に改める。

第三百十四条の四中「漁獲若しくはのりの採取から生ずる所得 原稿若しくは作曲の報酬による所得又は著作権の使用料による所得」を「漁獲から生ずる所得、著作権の使用料に係る所得その他の所得で年々の変動の著しいものうち政令で定めるもの」に、「こえる」を「超える」に改める。

第三百十四条の六第一項中「百分の九・一」を「百分の十二・一」に、「こえて」を「超えて」に、「百分の十・七」を「百分の十四・五」に、「こえる」を「超える」に改める。

第三百二十一条の五第二項中「第三項」を「次項まで」に、「翌年の一月一日から」を「六月一日から翌年の」に、「こえる」を「超える」に改める。

第三百四十八条第二項第六号の二中「自治省令で定めるもの」の下に並びに海洋汚染防止法（昭和四十五年法律第三十六号）第三十九条の二の規定により備え付けられたオイルフェンスを加え、同項第七号の次に次の一号を加える。

七の二 自然公園法（昭和三十三年法律第六百六十一号）第十七条第一項に規定する国立公園又は国定公園の特別地域のうち同法第十八条第一項に規定する特別保護地区その他自治省令で定める地域内の土地で自治省令で定めるもの

第三百四十八条第二項第九号中「及び民法第三十四条の法人」の下に、「医療法第三十一条の公的医療機関の開設者又は政令で定める医療法人」を加え、同項第二十三号の三の次に次の一号を加える。

二十三の四 農業機械化研究所が直接農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）

第三十九条第一号又は第二号に規定する業務の用に供する固定資産

第三百四十八条第四項中「地方団体関係団体職員共済組合」の下に、「法人である労働組合、国家公務員法（裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）による法人である国家公務員の団体、地方公務員法による法人である地方公務員の団体」を加え、「且つ」を「かつ」に改める。

第三百四十九条の三の見出し中「発電」を削り、同条第一項中「発電所」を削り、「もつばら発電」を専ら「並びに農山漁村電気導入促進法（昭和二十七年法律第三百五十八号）第二条第一項の農山漁業団体がその用に供するもの（第二十一項の規定の適用を受けるものを除く。）」を「がその用に供するもの」に改め、同条第四項中「若しくは第六条」を削り、「租税特別措置法」の下に「第十一条第一項の規定の適用を受ける同項の表の第七号に掲げる機械その他の設備、同法第四十三条第一項の規定の適用を受ける同項の表の第七号に掲げる機械その他の設備、同法」を加え、「設備又は」を「設備」に改め、「政令で定めるもの」の下に、「資源の有効利用の促進に資する廃棄物再生処理用の機械その他の設備で政令で定めるもの又は農業協同組合、中小企業等協同組合（企業組合を除く。）その他政令で定める法人が取得した農山漁業者若しくは中小企業者の共同利用に供する機械及び装置で政令で定めるもの」を、「前三項の下に」又は第二十一項を加え、同条第十三項中「三年度分」を「五年度分」に改め、同条第十四項中「取得した土地」の下に「第三百四十八条第二項第二十七号に掲げる土地を除く。」を加え、同条に次の一項を加える。

26 水資源開発公団が所有するダム（ダムと一体となつてその効用を全うする施設及び工作物を含む。）の用に供する家屋及び償却資産（第三百四十八条第二項第二号に掲げる家屋及び償却資産を除く。）のうち水道又は工業用水道の用に供するものとして政令で定める部分に対して課する固定資産税の課税標準は、前二条の規定にか

かわらず、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一（当該固定資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税については、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の四分の一の額とする。

第三百四十九条の三の次に次の二項を加える。

1 住宅用地のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める住宅用地に該当するもの（以下本項において「小規模住宅用地」という。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条及び前項の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の四分の一の額とする。

一 住宅用地でその面積が二百平方メートル以下であるもの 当該住宅用地

二 住宅用地でその面積が二百平方メートルを超え、当該住宅用地の面積を当該住宅用地の上存する住居で政令で定めるもの（以下本条及び第三百八十四条第一項において「住居の数」という。）で除して得た面積が二百平方メートル以下であるものにあつては当該住宅用地、当該除去して得た面積が二百平方メートルを超え、かつ、その面積が二百平方メートルに当該住居の数を乗じて得た面積に相当する住宅用地

3 前項に規定する住居の数の認定その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、自治省令で定める。

第三百四十九条の四第一項中「第二項」を「次項」に、「左の」を「次の」に、「こえる」を「超える」に、「十分の三を十分の四」に改め、同項の表人口五千人未満の町村の項中「三億円」を「五億円」に改め、同表人口五千人以上一万人未満の町村の項中「三億三千万円」を「五億四千四百万円」に、「三千万円」を「四千四百万円」に改め、同表人口一万人以上三万人未満の市町村の項中「四億八千万円」を「七億六千万円」に、「三千万円」を「四千八百

万円」に改め、同表人口三万人以上二十万人未満の市町村の項中「八億円」を「十二億八千万円」に、「五千万円」を「八千万円」に改め、同表人口二十万人以上の市の項中「二十五億円」を「四十億円」に改め、同条第二項中「百分の百五十」を「百分の百六十」に改める。

第三百四十九条の五第二項及び第三項中「百分の二百」を「百分の二百二十」に、「百分の百八十」を「百分の二百」に、「百分の百六十」を「百分の百八十二」に改める。

第三百八十四条第一項中「及び用途」の下に「その上に存する住居の数」を加える。

第四百四十六条に次の一項を加える。

7 市町村は、第一項又は第三項の規定により、第四百四十二条の二第二項に規定する軽自動車等に対して課する軽自動車税に係る地方団体の徴収金を徴収する場合には、当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明である場合その他政令で定める場合を除き、当該軽自動車等の買主から徴収するようにならなければならない。

「第五節 電気ガス税」を「第五節 電気税及びガス税」に改める。

第四百八十六条の見出し中「電気ガス税」を「電気税等」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「電気ガス税」を「電気税」に改め、「又はガス」を削り、同項の次に次の一項を加える。

2 ガス税は、ガスに対し、料金を課税標準として、その使用地所在の市町村において、その使用者に課する。

第四百八十八条の見出し中「電気ガス税」を「電気税等」に改め、同条中「電気ガス税」を「電気税又はガス税（以下本節において「電気税等」という。）」に改める。

第四百八十九条の見出し中「電気ガス税」を「電気税等」に改め、同条第一項中「左」を「次に」に、「電気ガス税」を「電気税」に改め、同項第二十二号

「七億六千万円」に、「三千万円」を「四千八百

「七億六千万円」に、「三千万円」を「四千八百



の四中「限る。」の下に、「合成グリセリン(過さく酸法によるものに限るものとし、その製造工程において副生されるさく酸を含む。)」を加え、同項第二十二号の五中「及びブチルゴム」を「ブチルゴム及びエチレン・プロピレン・ターポリマーゴム」に改め、同条第二項中「エチレン・プロピレン・ターポリマーゴム、合成グリセリン(過さく酸法によるものに限るものとし、その製造工程において副生されるさく酸を含む。)」を削り、「電気ガス税」を「電気税」に改め、同条第三項中「若しくはガス」を削り、「電気ガス税」を「電気税」に改め、同条第四項中「電気ガス税」を「電気税」に改め、同条第五項中「もつばら」を削り、「電気ガス税」を「電気税」に改め、同条第六項中「電気ガス税」を「電気税」に改め、同条第七項から第九項までの規定中「もつばら」を削り、「電気ガス税」を「電気税」に改め、同条第十項中「これらの学校」を「同条の学校」に、「行なう」を「行う」に改め、「又はガス」を削り、「電気ガス税」を「電気税」に改め、同条第十一項中「施設で政令で定めるもの」の下に「児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所を加え、又はガス」を削り、「電気ガス税」を「電気税」に改め、同条第十二項中「電気ガス税」を「電気税」に改め、同条第十三項中「又はガス」を削り、「電気ガス税」を「電気税」に改め、同条第十四項中「農山漁村電気導入促進法の下に(昭和二十七年法律第三百五十八号)」を加え、「電気ガス税」を「電気税」に改め、同条第十五項中「電気ガス税」を「電気税」に改め、同条第十六項中「又はガス」を削り、「電気ガス税」を「電気税」に改め、「あわせて」を併せてに改め、同条の次に次の一条を加える。

第四百八十九条の二 電気事業者若しくは自家発電者が発電のために直接使用するガス又はガス事業者がガス製造のために直接使用するガスに對しては、ガス税を課することができない。

2 学校教育法第一条の学校(これに附置する施設を含む。)、同条の学校の教育に準ずる教育を行う政令で定める施設及び政令で定める学術研究機関において直接教育又は学術研究の用に供するガスで政令で定めるものに対しては、ガス税を課することができない。

3 社会福祉事業法第二条第二項各号に規定する施設で政令で定めるもの、児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所及び心身障害者福祉協会法第十七条第一項第一号に規定する施設において、これらの施設の入所者等に対して保護、養護その他必要な措置を講ずるために直接使用するガスで政令で定めるものに対しては、ガス税を課することができない。

4 日本原子力研究所が直接その業務の用に供するガスで政令で定めるものに対しては、ガス税を課することができない。

2 ガス税の税率は、百分の五とする。

第四百九十条の二の見出し中「電気ガス税」を「電気税等」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「こえる」を「超える」に、「場合において」を「場合によっては」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「又はガス」を削り、「電気にあつては千円以下、ガスにあつては二百円以下である場合においては、電気ガス税を千二百円以下の一項を加える。

2 市町村は、同一の需用場所において使用するガスの一月の料金が二千七百円以下である場合には、ガス税を課することができない。

第四百九十一条から第四百九十三条まで及び第四百九十五条から第四百九十七条までの規定(これらの規定の見出しを含む。中「電気ガス税」を「電気税等」に改める。

第四百九十八条の見出し中「電気ガス税」を「電気税等」に改め、同条第三項中「電気ガス税額」を「電気税額又はガス税額」に改める。

第四百九十九条から第五百五条まで、第五百七条から第五百十一条まで及び第五百十四条から第五百十八条までの規定(これらの規定の見出しを含む。中「電気ガス税」を「電気税等」に改める。

第五百八十六条第二項第一号又中「指定された地区」の下に「のうち政令で定める地区」を加え、同項第十九号中「土地」の下に「で政令で定めるもの」を加え、同項第二十一号中「(国又は地方公共団体を除く。)」を削り、同項第二十二号中「(昭和四十七年法律第八十六号)」を削り、同項第二十九号中「若しくは第二項」を削り、同項第三十号中「若しくは第二項及び第六百八条第一項第四号」に改め、同条第四項中「第五百九十九条第一項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日(同項第三号の特別土地保有税にあつては、同項の規定により申告納付すべき日の属する年の七月一日)」を「第五百九十九条第一項第一号の特別土地保有税にあつては同項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日、同項第二号又

第七百三十四条第一項中「第八号」を「第九号」に改め、同条第三項の表中

四・七	百分の十二・一	百分の十七・三
七・三	百分の十四・五	百分の二十・七

を削り、「起して」に、「第八節」を「第九節」に改める。

第七百三十六条第一項中

七	電気ガス税	五	電気ガス税
六	鉦産税	六	鉦産税
八	特別土地保有税	七	鉦産税
		八	特別土地保有税

を削り、「起して」に、「第八節」を「第九節」に改める。

3 国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第四十七号。以下「昭和四十八年法律第四十七号」という。による改正前の租税特別措置法第二十八条の四(昭和四十八年法律第四十七号附則第七項の規定によりその例による

は第三号の特別土地保有税にあつては同項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日又は七月一日(これらの日前に当該土地が他の者に譲渡されている場合には、当該譲渡の日)に改める。

第五百九十六条第二号中「又は第三号」を「若しくは第三号」に改める。

第六百一条第一項中「第七号又は第八号」を「又は第七号から第八号まで」に、「こえる」を「超える」に改める。

第六百七条第二項及び第六百八条第一項第四号中「及び第四項」を「若しくは第四項」に改める。

第七百三十三条の四第四項ただし書中「八万円をこえる」を「十二万円を超え」に改め、同条第十項中「及び被保険者均等割額」を「資産割額及び被保険者均等割額(資産割額を課さない市町村にあっては、所得割額及び被保険者均等割額)」に改める。

こととされる場合を含む。の規定により読み替えて適用される所得税法第百四十条の規定によつて所得税の還付を受けた者の昭和四十六年又は昭和四十七年において生じた同法第二条第一項第二十五号の純損失の金額のうち当該還付を受けた所得税の額の計算の基礎となつた純損失の金額に係る第三十二条第八項又は第三百三十二条第八項の規定の適用については、これらの規定中「三年」とあるのは、「五年」とする。

附則第五条第三項を削り、同条第四項中「第一項及び第二項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

附則第八条中「租税特別措置法第六十八条の三」の下に「又は昭和四十八年法律第四十七号による改正前の同条(同法附則第七項の規定によりその例によることとされる場合を含む。)」を加える。

附則第九条第四項を削り、同条第三項中「昭和四十六年又は昭和四十七年」を「昭和四十八年又は昭和四十九年」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「行なう」を「行う」に改め、「当該法人が」の下に「社会福祉事業振興会と締結する保険の契約又は」を加え、「又はを若しくは」に改め、「に基づいて保険料として収入する金額のうち初年度収入保険料(第七十二条の十四第五項第一号の初年度収入保険料をいう。以下本項において同じ)に相当するもの」を「基づく各事業年度の収入保険料」に、「第七十二条の十四第五項第三号の初年度収入保険料」を「第七十二条の十四第五項第一号又は第四号の各事業年度の収入保険料」に改め、同項の次に次の一項を加える。

3 生命保険事業を行う法人に対する第七十二条の十四第五項の規定の適用については、同項中次の表の上欄に掲げる字句は、昭和四十九年四月一日から昭和五十年三月三十一日までの間に終了する各事業年度の事業税にあつては同表の中欄に掲げる字句に、同年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの間に終了する各事業年度の事業税にあつては同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

百分の二十四	百分の十二	百分の十七
百分の七	百分の三	百分の五
百分の十六	百分の八	百分の十一
百分の五	百分の三	百分の四

附則第九条に次の一項を加える。

5 昭和四十八年法律第四十七号による改正前の租税特別措置法第二十八条の四(昭和四十八年法律第四十七号附則第七項の規定によりその例によることとされる場合を含む。の規定により読み替へて適用される所得税法第百四十条の規定によつて所得税の還付を受けた者の昭和四十六年又は昭和四十七年において生じた同法第二条第一項第二十五号の純損失の金額のうち当該

還付を受けた所得税の額の計算の基礎となつた純損失の金額に係る第七十二条の十七第六項の規定の適用については、同項中「三年」とあるのは、「五年」とする。  
附則第十一条第二項中「農地の交換分合」の下に「で、当該農地の交換分合に係る農地のいづれかが農業振興地域の整備に関する法律第六条第一項に規定する農業振興地域内にあるもの」を加え、「昭和四十九年三月三十一日までに」を行なわれた

を「昭和五十一年三月三十一日までに」を行なわれた」に改め、同条第七項中「昭和四十九年三月三十一日までに」を行なわれた」を「昭和五十一年三月三十一日までに」を行なわれた」に改める。

5 道府県は、心身障害者を多数雇用するものとして政令で定める事業所の事業主が雇用促進事業団法第十九条第三項第四号の資金の貸付けを受けて、当該事業所の事業の用に供する施設で政令で定めるものを取得した場合において、その者が当該施設の取得の日から引き続き三年以上当該施設を当該事業所の事業の用に供したときは、当該施設の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が昭和五十二年三月三十一日までに」を行なわれたときに限り、当該税額から当該貸付けを受けた額の三分の一に相当する額に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

6 第七十三条の二十五から第七十三条の二十七までの規定は、前項に規定する施設の取得に対して課する不動産取得税の税額の徴収猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る地方団体の徴収金の還付について準用する。この場合において、第七十三条の二十五第一項中「土地の取得」とあるのは「附則第十一条の二第五項に規定する施設(以下「施設」という。)の取得」と、「当該土地」とあるのは「当該施設」と、「前条第一項第一号」とあるのは「同項」と、「二年」とあるのは「三年」と、「同号」とあるのは「同項」と、同条第二項中「土地」とあるのは「施設」と、第七十三条の二十六第一項中「第七十三条の二十四第一項第一号」とあるのは「附則第十一条の二第五項」と、第七十三条の二十七第一項中「土地」とあるのは「施設」と、「第七十三条の二十四第一項第一号」とあるのは「附則第十一条の二第五項」と、「同号」とあるのは「同項」と読み替へるものとする。

附則第十四条第二項を次のように改める。

2 市町村は、昭和四十九年度から昭和五十一年度までの各年度分の固定資産税に限り、機械類信用保険法(昭和三十六年法律第百五十六号)第二条第三項に規定するリース契約に係る第三百四十八条第二項第六号の二、第六号の四、第六号の六又は第六号の七に掲げる施設又は設備に対しては、同項ただし書の規定にかかわらず、固定資産税を課することができない。  
附則第十五条第一項中「昭和四十九年一月一日」を「昭和五十一年一月一日」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 発電所、変電所又は送電施設の用に供する家屋(専ら発電、変電又は送電の用に供する機械器具を収容するものに限る。)及び償却資産で農山漁村電気導入促進法第二条第一項の農山漁業団体がその用に供するものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、当分の間、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該固定資産税に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該固定資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の三分の一の額とし、その後五年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該固定資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。  
附則第十五条第七項を次のように改める。

7 昭和四十八年一月二日から昭和五十年三月三十一日までの間に新設された原油の備蓄を増強するための石油貯蔵施設で政令で定めるもの(以下本項において「原油備蓄施設」という。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該原油備蓄施設に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該原油備蓄施設に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。



税額を加える。  
 附則第二十八条第一項中「若しくは第八項」を「第八項若しくは第九項」に、「第一項若しくは第二項」を「第一項から第三項まで」に改め、「定めもののほか」の下に「宅地等又は農地の区分に

応じ、当該年度に係る賦課期日において地目の変更等がある年度又は新たに固定資産税を課することとなる年度において、宅地等比準価格又は農地比準価格を土地課税台帳等に登録しを加え、同項の表を次のように改める。

土 地	年 度	額
調整対象住宅用地	昭和四十九年度	当該調整対象住宅用地の昭和四十九年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該調整対象住宅用地の附則第十八条第一項の表の上欄に掲げる上昇率の区分に応じ、同表の下欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額又は当該調整対象住宅用地の昭和四十九年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に百分の三十を乗じて得た額のうちいずれか多い額
調整対象小規模住宅用地	昭和四十九年度及び昭和五十年年度	当該調整対象小規模住宅用地（政令で定めるものを除く。）の附則第十八条第九項第一号に掲げる額又は同項第二号に掲げる額のうちいずれか多い額
調整対象非住宅用地	昭和四十九年度	法人の所有するものにあつては、当該調整対象非住宅用地の昭和四十九年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格から、附則第十八条の二第一項第一号に掲げる額と同項第二号に掲げる額との差額に三分の一を乗じて得た額を控除した額、個人の所有するものにあつては、当該調整対象非住宅用地の昭和四十九年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格から同条第二項第一号に掲げる額と同項第二号に掲げる額との差額に二分の一を乗じて得た額を控除した額又は同項第三号に掲げる額のうちいずれか少ない額
調整対象農地	昭和五十年年度	当該調整対象非住宅用地の附則第十八条の二第三項第二号に掲げる額
調整対象農地	基準年度	当該調整対象農地に係る昭和三十八年度分の課税標準額

附則第二十八条第四項中（当該年度に係る賦課期日において地目の変換等がある年度又は新たに固定資産税を課することとなる年度の宅地等比準価格及び農地比準価格を除く。）、第二項を又は

第二項の規定により土地課税台帳等に登録された合算額、第三項に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「土地課税台帳等に登録された土地のうち調整対象宅地等については、土地課税台帳等に当該調整対象宅地等の附則第十八条第一項の表の上欄に掲げる上昇率の区分を明らかにする表示を」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の場合において、次の各号に掲げる宅地等に係る昭和四十九年度分及び昭和五十年年度分の固定資産税については、市町村長は、同項の表の下欄に掲げる額に代えて、次の各号に掲げる宅地等の区分に応じ当該各号に定める合算額を土地課税台帳等に登録するものとする。

一 調整対象住宅用地、調整対象小規模住宅用地又は調整対象非住宅用地である部分（以下本項において「調整部分」という。）及び調整部分以外の部分（以下本項において「非調整部分」という。）を併せ有する宅地等 当該年度分の当該宅地等の調整部分に係る前項の表の下欄に掲げる額（二以上の調整部分を有する宅地等にあつては、当該調整部分に係る同表の下欄に掲げる額を合算した額）及び当該年度分の当該宅地等の非調整部分に係る固定資産税の課税標準額の合算額

二 二以上の調整部分を有する宅地等で非調整部分を有しないもの 当該年度分の当該調整部分に係る前項の表の下欄に掲げる額の合算額

附則第三十条中「調整対象宅地等」を「調整対象住宅用地、調整対象小規模住宅用地に改める。」  
 附則第三十一条の見出し中「電気ガス税」を「電気税」に改め、同条第一項中「電気ガス税」を「電気税」に、「第四百九十条」を「第四百九十条第一項」に改め、同項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 綿紡績糸のねん糸並びに第四百八十九条第一項第二十三号又は第二十八号に掲げる織維のねん糸及びこれらの織維の紡績糸のねん糸

附則第三十一条第二項中「電気ガス税」を「電気税」に、「第四百九十条」を「第四百九十条第一項」に改め、同項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 毛紡績糸のねん糸

附則第三十一条第三項中「電気ガス税」を「電気税」に、「第四百九十条」を「第四百九十条第一項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（非住宅用地に対して課する昭和四十九年度分及び昭和五十年年度分の特別土地保有税の課税の特例）

第三十一条の二 附則第十八条の二第一項の規定の適用がある法人の所有する非住宅用地に対して課する昭和四十九年度分の特別土地保有税並びに同条第二項の規定の適用がある個人の所有する非住宅用地に対して課する同年度分の特別土地保有税及び同条第三項の規定の適用がある個人の所有する非住宅用地に対して課する昭和五十年年度分の特別土地保有税については、第五百九十六条第一号中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第十八条の二第一項から第三項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

附則第三十二条第二項及び第三項を次のように改める。  
 2 自家用の自動車で軽自動車（道路運送車両法第三條にいう軽自動車をいう。次項において同じ。）以外のものの取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が昭和四十九年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第六百九十九条の八の規定にかかわらず、百分の五とする。

3 道路運送車両法第四十一条の規定により昭和五十年四月一日以降に適用されるべきものとして定められる自動車排気ガスに係る保安上の技術基準に適合する自動車のうち自治省令で定めるものの取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が昭和四十九年四月一日から同

に改め、同項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

年九月三十日までの間に行われたときに限り、第六百九十九条の入及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に掲げる率とする。

一 軽自動車 百分の二

二 前号に掲げる自動車以外の自動車 百分の二

イ 営業用 百分の二

ロ 自家用 百分の四

附則第三十二条に次の一項を加える。

4 昭和四十九年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの間に行われた自動車の取得に係る第六百九十九条の九の規定の適用については、同条中「十五万円」とあるのは、「三十万円」とする。

附則第三十三条の次に次の二条を加える。

(みなし法人課税を選択した場合に係る道府県民税及び市町村民税の特例)

第三十三条の二 昭和五十年から昭和五十四年度までの各年度分の個人の道府県民税に限り、所得税法第二条第一項第四十号に規定する青色申告書を提出することにつき国の税務官署の承認を受けている所得割の納税義務者がその者の所得税につき租税特別措置法第二十五条の二第一項の選択をした場合には、その者の当該選択をした年の翌年の四月一日の属する年度以降の各年度分(同条第七項の規定により同条第一項の選択をやめた年の翌年の四月一日の属する年度以降の年度分を除く。)の道府県民税の所得割の額は、第三十二条から第三十七条の三まで並びに附則第五条第一項及び第三項の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とする。

一 前年のみなし法人所得額(租税特別措置法第二十五条の二第二項第一号に規定するみなし法人所得額をいう。以下本条において同じ。)に百分の二十三・九(みなし法人所得額のうち七百万円を超える部分の金額については、百分の三十四・一)を乗じて計算した金額に百分の五・二を乗じて計算した金額

二 前年の次項の規定による総所得金額並びに退職所得金額及び山林所得金額につき、第十三条から第三十七条の三まで並びに附則第五条第一項及び第三項の規定により計算した道府県民税の所得割の額に相当する金額

2 前項に規定する者の前年の総所得金額は、第三十二条第二項の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とする。

一 前年の不動産所得の金額及び事業所得の金額がないものとみなし、かつ、前年の事業主報酬の額(租税特別措置法第二十五条の二第二項第一号に規定する事業主報酬の額をいう。)を給与所得に係る収入金額とみなした場合における前年の総所得金額

二 前年のみなし法人所得額の百分の七十二(みなし法人所得額のうち七百万円を超える部分の金額については、百分の六十)に相当する金額をこの法律の施行地に主たる事務所又は事業所を有する法人から受ける利益の配当とみなした場合における前年の配当所得の金額

3 第一項に規定する者がその者の前年分の所得税につき租税特別措置法第二十五条の二第五項の規定の適用を受けている場合におけるその者の当該年度分の道府県民税の所得割の額は、第一項の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とする。

一 第一項の規定により計算した道府県民税の所得割の額

二 前年の過大報酬額(租税特別措置法第二十五条の二第五項に規定する過大報酬額をいう。以下本号において同じ。)に百分の二十八(みなし法人所得額に過大報酬額を加算した金額が七百万円を超える場合には、過大報酬額のうちその超える部分の金額に達するまでの金額については、百分の四十)を乗じて計算した金額に百分の五・二を乗じて計算した金額

4 第一項に規定する者がその者の前年分の所得税につき租税特別措置法第二十六条第一項に規定する者に該当する場合におけるその者に係る第一項及び第二項の規定の適用については、その者のこれらの規定に規定する前年のみなし法人所得額は、同法第二十五条の二第六項の規定によるその者の前年のみなし法人所得額による。

5 前各項に定めるもののほか、第一項に規定する税額の計算の細目その他同項の規定の適用がある場合における道府県民税に関する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

6 前各項の規定は、個人の市町村民税について準用する。この場合において、第一項中「第三十二条から第三十七条の三まで並びに附則第五条第一項及び第三項」とあるのは、「第三百三十四條から第三百三十七條の三まで並びに附則第五條第一項及び第三項」とあり、同法第二十五条の二第七項及び第三項の七及び第三項の八並びに附則第五條第二項及び第三項」と、「百分の五・二」とあるのは「百分の十二・一」と、「第三百三十三條から第三十七條の三まで並びに附則第五條第一項及び第三項」とあるのは、「第三百三十四條から第三百三十七條の三まで並びに附則第五條第一項及び第三項」とあり、同法第二十五条の二第七項及び第三項の七及び第三項の八並びに附則第五條第二項及び第三項」と、「百分の五・二」とあるのは「百分の十二・一」と読み替へるものとする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る道府県民税及び市町村民税の特例)

第三十三条の三 道府県は、当分の間、道府県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第二十八条の六第一項に規定する事業所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得及び雑所得については、第三十二条第一項及び第二項、第三十五条並びに第三十七条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得及び雑所得の金額として政令で定める

と、同法第二十五条の二第七項及び第三項の七及び第三項の八並びに附則第五條第二項及び第三項」と、「百分の五・二」とあるのは「百分の十二・一」と読み替へるものとする。

2 前項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で、その基因となる土地の譲渡等(租税特別措置法第二十八条の六第一項に規定する土地の譲渡等をいう。)が同条第二項各号に掲げる譲渡に該当することにつき自治省令で定めるところにより証明がされたものについては、適用しない。

3 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 第二十三條第一項第七号、第八号、第十号及び第十一号並びに第三十四條第一項第十一号及び第六項の規定の適用については、第二十三條第一項第十二号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに附則第三十三條の三第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

二 道府県民税の所得割の課税標準の計算上その例によることとされる所得税法第六十九条の規定の適用については、租税特別措置法第二十八条の六第四項第二号の規定により適用されることによる。

三 第三十二條第八項及び第九項並びに第三十四條の規定の適用については、これらの規定

と、同法第二十五条の二第七項及び第三項の七及び第三項の八並びに附則第五條第二項及び第三項」と、「百分の五・二」とあるのは「百分の十二・一」と読み替へるものとする。

2 前項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で、その基因となる土地の譲渡等(租税特別措置法第二十八条の六第一項に規定する土地の譲渡等をいう。)が同条第二項各号に掲げる譲渡に該当することにつき自治省令で定めるところにより証明がされたものについては、適用しない。

3 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 第二十三條第一項第七号、第八号、第十号及び第十一号並びに第三十四條第一項第十一号及び第六項の規定の適用については、第二十三條第一項第十二号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに附則第三十三條の三第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

二 道府県民税の所得割の課税標準の計算上その例によることとされる所得税法第六十九条の規定の適用については、租税特別措置法第二十八条の六第四項第二号の規定により適用されることによる。

三 第三十二條第八項及び第九項並びに第三十四條の規定の適用については、これらの規定

と、同法第二十五条の二第七項及び第三項の七及び第三項の八並びに附則第五條第二項及び第三項」と、「百分の五・二」とあるのは「百分の十二・一」と読み替へるものとする。

中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第三十三條の三第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

四 第三十七條の二及び附則第五條第一項の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額及び附則第三十三條の三第一項の規定による道府県民税の所得割の額」と、同項各号中「課税総所得金額」とあるのは、「課税総所得金額及び附則第三十三條の三第一項に規定する土地等に係る課税事業所得等の金額の合計額」とする。

五 第三十七條の三第一項の規定の適用については、同項中「相当する金額」とあるのは、「相当する金額並びに附則第三十三條の三第四項において準用する同条第一項に規定する土地等に係る課税事業所得等の金額の百分の八十八に相当する金額の合計額」とする。

六 前各号に定めるもののほか、第四十五條の二の規定による申告に関する特例その他第一項の規定の適用がある場合における道府県民税に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

4 前三項の規定は、個人の市町村民税について準用する。この場合において、第一項中「道府県」とあるのは「市町村」と、「第三十二條第一項及び第二項、第三十五條並びに第三十七條」とあるのは「第三百十三條第一項及び第二項、第三百十四條の三並びに第三百十四條の五」と、「第三十四條」とあるのは「第三百十四條の二」と、「百分の四」とあるのは「百分の八」と、前項中「第二十三條第一項」とあるのは「第二百九十二條第一項」と、「第三十四條」とあるのは「第三百十四條の二」と、「第三十二條第八項及び第九項」とあるのは「第三百十三條第八項及び第九項」と、「第三十七條の二及び附則第五條第一項」とあるのは「第三百十四條の七及び附則第五條第二項」と、「第三十七條の三第一項」とあるのは「第三百十四條の八第一項」と、「第四十五條の

二」とあるのは「第三百十七條の二」と読み替へるものとする。

附則第三十四條第三項第一号中「及び第十号」を「第十号及び第十一号」と、「第三十四條第六項」を「第三十四條第一項第十一号及び第六項」に改め、同条の次に次の一条を加える。  
(特定市街化区域農地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例)

第三十四條の二 前条第一項の場合において、同項に規定する譲渡所得が租税特別措置法第三十條の二第二項に規定する譲渡所得に該当するときは、当該譲渡所得に係る昭和四十九年度から昭和五十一年度までの各年度分の個人の道府県民税については、前条第一項中「百分の二(昭和四十六年度分及び昭和四十七年度分については百分の一・三とし、昭和四十八年度分及び昭和四十九年度分については百分の一・六(昭和四十九年度分については、百分の一・三)とする。

2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年度分の第四十五條の二第一項の規定による申告書(その提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第四十五條の三第一項の確定申告書を含む。)に前項の譲渡所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

3 前二項の規定は、個人の市町村民税について準用する。この場合において、第一項中「前条第一項」とあるのは「前条第四項において準用する同条第一項」と、「百分の二」とあるのは「百分の四」と、「百分の一・三」とあるのは「百分の二・七」と、「百分の一・六」とあるのは「百分の三・四」と、前項中「第四十五條の二第一項」とあるのは「第三百十七條の二第一項」と、「第四十五條の三第

一項」とあるのは「第三百十七條の三第一項」と読み替へるものとする。

附則第三十五條第一項中「規定する譲渡所得の下に(同条第二項に規定する譲渡による所得を含む。）」を加え、同項第一号中「同法第三十三條の四第一項」を「租税特別措置法第三十三條の四第一項」に、「第三項において」を「第四項において」に、「前条第三項第三項」を「附則第三十四條第三項第三号」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「附則第三十五條第五項」を「附則第三十五條第六項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前条第三項」を「附則第三十四條第三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「次項」を「第四項」に、「前条第三項第二号」を「附則第三十四條第三項第二号」に改め、同項の次に次の一項を加える。

3 第一項の規定は、同項に規定する譲渡所得で、その基因となる土地等の譲渡(租税特別措置法第三十一條第一項に規定する土地等の譲渡をいう。)が同法第二十八條の六第二項第一号から第三号まで、第六号又は第七号に掲げる譲渡に該当することにつき自治省令で定めるところにより証明がされたものについては、適用しない。

附則第三十五條の次に次の五條を加える。  
第三十五條の二 市町村長は、昭和四十九年度から昭和五十一年度までの各年度分の個人の市町村民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第四十一條の九第一項に規定する譲渡所得を有する場合には、その者の所得割の額のうち当該譲渡所得の金額に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する所得割については、政令で特別の定めをするものを除き、同条第一項及び第二項の規定の例によつてその納期限を延長するものとする。

2 租税特別措置法第四十一條の九第四項から第七項までの規定は、前項の規定による所得割の納期限の延長について準用する。この場合において、これらの規定の準用について必要な技術的読替は、政令で定める。

3 前二項に定めるもののほか、第一項の規定による所得割の納期限の延長に関し必要な事項は、政令で定める。  
(農業生産法人に現物出資した者が死亡した場合の所得割の徴収猶予)

第三十五條の三 市町村長は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる市町村民税の所得割の全部又は一部につき、納税義務者の申請に基づき、三年以内の期間を限り、その徴収を猶予することができる。

一 農地法第二條第七項に規定する農業生産法人に租税特別措置法第四十一條の九第一項に規定する農地等(以下本号において「農地等」という。)を出資した者が当該出資をした日の属する年の翌年の四月一日の属する年度分の第三百十七條の二第一項の規定による申告書の提出期限前に当該申告書を提出しないで死亡した場合において、その者の相続人がその者の当該年度分の市町村民税の所得割につき同項の規定による申告書をその提出期限までに提出したとき。その者に係る当該年度分の市町村民税の所得割の額のうち当該出資した農地等に係る譲渡所得の金額に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額

二 前条第一項の規定の適用を受けていた者が死亡した場合。その者に係る同項に規定する市町村民税の所得割の額

市町村長は、前項の規定によつて徴収を猶予する場合には、その猶予に係る金額に相当する担保で第十六條第一項各号に掲げるものを、政令で定めるところにより徴しなければならぬ。

2 市町村長は、前項の規定によつて徴収を猶予する場合には、その猶予に係る金額に相当する担保で第十六條第一項各号に掲げるものを、政令で定めるところにより徴しなければならぬ。

2 市町村長は、前項の規定によつて徴収を猶予する場合には、その猶予に係る金額に相当する担保で第十六條第一項各号に掲げるものを、政令で定めるところにより徴しなければならぬ。

2 市町村長は、前項の規定によつて徴収を猶予する場合には、その猶予に係る金額に相当する担保で第十六條第一項各号に掲げるものを、政令で定めるところにより徴しなければならぬ。

2 市町村長は、前項の規定によつて徴収を猶予する場合には、その猶予に係る金額に相当する担保で第十六條第一項各号に掲げるものを、政令で定めるところにより徴しなければならぬ。

2 市町村長は、前項の規定によつて徴収を猶予する場合には、その猶予に係る金額に相当する担保で第十六條第一項各号に掲げるものを、政令で定めるところにより徴しなければならぬ。

2 市町村長は、前項の規定によつて徴収を猶予する場合には、その猶予に係る金額に相当する担保で第十六條第一項各号に掲げるものを、政令で定めるところにより徴しなければならぬ。



3 第十五条第四項、第十五条の二第二項、第十五条の四及び第十六条の二第一項から第三項までの規定は第一項の規定による徴収の猶予について、第十一条、第十六条第三項、第十六条の二第四項並びに第十六条の五第一項及び第二項の規定は前項の規定による担保について準用する。

4 第一項の規定により市町村民税の所得割につき徴収を猶予された者の当該徴収を猶予した税額に係る第三百二十七条の規定の適用については、同条第一項中（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、当該各号に掲げる期間については、年七・三パーセント）とあるのは、「（附則第三十五条の三第一項の規定により徴収を猶予した期間又はその期間の末日の翌日から一月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント）」とする。

5 前各項に定めるもののほか、第一項の申請の手続その他同項の規定による所得割の徴収の猶予に関し必要な事項は、政令で定める。  
 （昭和四十九年分の退職手当等に係る道府県民税及び市町村民税の分離課税に係る所得割の額の還付等）  
 第三十五条の四 昭和四十九年中に支払うべき退職手当等と同年四月一日前に支払われたものにつき徴収された第五十条の二の規定によつて課する所得割の額又は当該退職手当等につき徴収された第三百二十八条の規定によつて課する所得割の額が、それぞれ当該退職手当等につき所

第五十条の六第一項 第二号及び第五十条 の八	徴収された又は徴収されるべき分離課税に係る所得割の額
第三百二十八条の六 第一項第二号及び第 三百二十八条の十三 第一項	徴収された又は徴収されるべき分離課税に係る所得割の額

得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第 号）による改正後の所得税法第三十条第二項に規定する退職所得の金額の計算の例によつて算定された退職所得の金額に係る第五十条の二の規定によつて課する所得割の額（以下本項において「改正後の道府県民税の退職所得割額」という。）又は当該退職所得の金額に係る第三百二十八条の規定によつて課する所得割の額（以下本項において「改正後の市町村民税の退職所得割額」という。）を超える場合には、第五十条の五又は第三百二十八条の五第二項の規定による納入申告書に、それぞれ改正後の道府県民税の退職所得割額又は改正後の市町村民税の退職所得割額が記載されたものとみなす。この場合において、第十七条の規定による当該過納に係る税額の還付は、当該退職手当等の支払を受けた者に対して行うものとする。

2 前項前段に規定する場合には、昭和四十九年中に支払うべき退職手当等と同年四月一日以後に支払われるものに係る第五十条の六第一項第二号若しくは第三百二十八条の六第一項第二号の規定又は同年中に支払うべき退職手当等に係る第五十条の八若しくは第三百二十八条の十三第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

徴収された又は徴収されるべき分離課税に係る所得割の額（昭和四十九年四月一日前に支払われた退職手当等にあつては、附則第三十五条の四第一項に規定する改正後の道府県民税の退職所得割額）	徴収された又は徴収されるべき分離課税に係る所得割の額（昭和四十九年四月一日前に支払われた退職手当等にあつては、附則第三十五条の四第一項に規定する改正後の道府県民税の退職所得割額）
---	---

徴収された又は徴収されるべき分離課税に係る所得割の額（昭和四十九年四月一日前に支払われた退職手当等にあつては、附則第三十五条の四第一項に規定する改正後の市町村民税の退職所得割額）	徴収された又は徴収されるべき分離課税に係る所得割の額（昭和四十九年四月一日前に支払われた退職手当等にあつては、附則第三十五条の四第一項に規定する改正後の市町村民税の退職所得割額）
---	---

（みなし法人課税を選択した場合に係る国民健康保険税の特例）  
 第三十五条の五 昭和五十年から昭和五十四年度までの各年度分の国民健康保険税に限り、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が附則第三十三条の二の規定の適用を受ける場合における第七百三条の四第五項から第八条まで及び第七百三条の五の規定の適用については、第七百三条の四第五項中「第三百十四條の二第一項に規定する総所得金額」とあるのは、「第三百十四條の二第一項に規定する総所得金額（附則第三十三条の二の規定の適用を受ける者については、その者が同条の規定の適用を受ける者でないものとして算定した第三百十四條の二第一項に規定する総所得金額。以下次条までにおいて同じ。）」とする。

（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の特例）  
 第三十五条の六 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が附則第三十三条の三第一項の事業所得又は雑所得を有する場合における第七百三条の四第五項から第八項まで、第七百三条の五及び第七百六条の二の規定の適用については、これらの規定（第七百三条の四第六項及び第七項を除く。）中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに附則第三十三条の三第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第七百三条の四第六項及び第七項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第三十三条の三第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

附則第三十六条第二項中「前条第一項」を「附則第三十五条第一項」に改める。  
 附則に次の一条を加える。  
 （沖繩国際海洋博覧会の開催に伴う地方税の特例）  
 第三十七条 本条において、次の各号に掲げる用

語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。  
 一 博覧会 国際博覧会に関する条約（第三号において「条約」という。）の適用を受けて昭和五十年に開催される沖繩国際海洋博覧会をいう。  
 二 博覧会協会 財団法人沖繩国際海洋博覧会協会をいう。  
 三 参加国 博覧会に参加する外国政府、外国の地方公共団体及び政令で定める国際機関並びに条約第十条に規定する博覧会国際事務局をいう。  
 四 参加国の代表等 博覧会に参加する外国政府の代表、博覧会国際事務局の理事その他博覧会の事務に従事する参加国の職員（これらの者のうち日本の国籍を有する者を除く。）をいう。  
 五 参加者 博覧会協会との間に博覧会への出展参加契約を締結した者（参加国を除く。）をいう。

2 道府県及び市町村は、参加国の代表等、参加国又は博覧会協会に対しては、第二十四条及び第二百九十四条の規定にかかわらず、道府県民税及び市町村民税を課することができない。ただし、参加国の代表等が博覧会に係る勤務により受ける俸給、給料、賃金、歳費、賞与及びこれらの性質を有する給与以外の所得に係る個人の道府県民税及び市町村民税については、この限りでない。  
 3 道府県は、参加国が博覧会に関して行う事業又は博覧会協会が行う事業に対しては、第七十二条の規定にかかわらず、事業税を課することができない。  
 4 道府県は、参加者又は博覧会協会が博覧会の会場内において博覧会の用に供する家屋を取得した場合における当該家屋の取得に対しては、第七十三条の二の規定にかかわらず、不動産取得税を課することができない。ただし、当該家

得税を課することができない。ただし、当該家

屋が博覧会の終了の日から六月を経過する日までに撤去されていないときは、同日において当該家屋の取得があつたものとみなし、当該家屋の所有者を取得者とみなして不動産取得税を課する。

5 道府県は、参加国又は参加国の代表等が所有する自動車で政令で定めるものに対しては、第四百四十五条の規定にかかわらず、自動車税を課することができない。

6 道府県は、参加国又は参加国の代表等が政令で定める自動車の取得をした場合における当該自動車の取得に対しては、第六百九十九条の規定にかかわらず、自動車取得税を課することができない。

7 市町村は、参加国又は参加国の代表等が所有する軽自動車等政令で定めるものに対しては、第四百四十二条の二の規定にかかわらず、軽自動車税を課することができない。

8 第二項から前項までの規定の適用を受ける者の認定の手續その他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十九年四月一日から施行する。ただし、第四百四十二条の三第一項の改正規定は、同年十月一日から施行する。

(道府県民税に関する規定の適用)

第二条 別段の定めがあるものを除き、改正後の地方税法(以下「新法」という。)の規定中個人の道府県民税に関する部分(新法第五十条の二の規定によつて課する所得割に関する部分を除く。)は、昭和四十九年度分の個人の道府県民税から適用し、昭和四十八年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 新法第三十二条第四項第一号の規定の適用については、昭和四十九年度分の個人の道府県民税に限り、同号中「二十万円」とあるのは、「十九万二千五百円」とする。

3 次項に定めるものを除き、新法の規定中法人の道府県民税に関する部分は、昭和四十九年四月一日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度分の法人の道府県民税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の道府県民税(清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人税額及び残余財産の一部分により納付すべき法人税額に係る法人の道府県民税を含む。以下この条において同じ。)について適用し、同日以前に開始した事業年度分の法人の道府県民税及び同日以前の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の道府県民税については、なお従前の例による。

4 新法第五十一条第一項の規定は、昭和四十九年五月一日以後に終了する事業年度分の法人の道府県民税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の道府県民税について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の道府県民税及び同日以前の解散又は合併による清算所得に対する法人の道府県民税については、なお従前の例による。

(事業税に関する規定の適用)  
第三条 次項及び第三項に定めるものを除き、新法の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の事業税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税(清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部分により納付すべき法人の事業税を含む。以下この条において同じ。)について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の事業税及び同日以前の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税については、なお従前の例による。

2 新法第七十二条の十四第五項及び第六項並びに附則第九条第二項の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業税について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の事業税については、なお従前の例による。

了する事業年度分の法人の事業税について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の事業税については、なお従前の例による。

3 新法第七十二条の二十二第一項第二号及び第三項並びに第七十二条の四十八第一項の規定は、昭和四十九年五月一日以後に終了する事業年度分の法人の事業税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の事業税及び同日以前の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税については、なお従前の例による。この場合において、同日から昭和五十年四月三十日までの間に終了する事業年度分の法人の事業税に係るこれらの規定の適用については、これらの規定中「三百五十万円」とあるのは「三百万円」と、「七百万円」とあるのは「六百万円」とする。

4 新法の規定中個人の事業税に関する部分は、昭和四十九年度分の個人の事業税から適用し、昭和四十八年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

5 新法第七十二条の十七第三項第一号の規定の適用については、昭和四十九年度分の個人の事業税に限り、同号中「二十万円」とあるのは、「十九万二千五百円」とする。

(不動産取得税に関する規定の適用)  
第四条 新法の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日以前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 施行日から昭和四十九年十月一日までの間に行われた家屋又はその部分の取得(購入による取得を除く。)に係る新法第七十三条の十四第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「住宅を建築」とあるのは、「地方税法の一項中「住宅を建築」とあるのは、地方税法の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第

号)による改正前の地方税法第七十三条第四号に規定する住宅(以下本項において「住宅」という。)を建築」とあるのは、「地方税法の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第...号)による改正前の地方税法第七十三条の十四第一項に規定する共同住宅等」と、「住宅を建築」とあるのは、「同法第七十三条第四号に規定する住宅(以下本項において「住宅」という。)を建築」とする。

に規定する住宅(以下本項において「住宅」という。)を建築」と、同条第二項中「共同住宅等」とあるのは「地方税法の一部を改正する法律による改正前の地方税法第七十三条の十四第一項に規定する共同住宅等」と、「住宅を建築」とあるのは「同法第七十三条第四号に規定する住宅(以下本項において「住宅」という。)を建築」とする。

3 施行日から昭和四十九年十月一日までの間に行われた改正前の地方税法(以下「旧法」という。)第七十三条の十四第一項に規定する共同住宅等に該当する家屋又はその部分の取得(購入による取得を除く。)に係る新法第七十三条の十五の二第一項の規定の適用については、同項中「一戸」とあるのは、「居住の用に供するために独立的に区画された一の部分」とする。

4 施行日前において新築された家屋に係る土地の取得に係る新法第七十三条の二十四第一項第二号の規定の適用については、同項中「住宅の床面積」とあるのは、地方税法の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第...号)による改正前の地方税法第七十三条第四号に規定する住宅(以下本項において「住宅」という。)の床面積」と、「一戸」とあるのは「一戸(当該家屋が同法第七十三条の十四第一項に規定する共同住宅等に該当する場合には、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分)」とする。

(料理飲食等消費税に関する規定の適用)  
第五条 新法第一百四十二条の三第一項の規定は、昭和四十九年十月一日以後の旅館における宿泊及びこれに伴う飲食に対して課すべき料理飲食等消費税について適用し、同日前の旅館における宿泊及びこれに伴う飲食に対して課する料理飲食等消費税については、なお従前の例による。

(市町村民税に関する規定の適用)  
第六条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の市町村民税に関する部分(新法第三百二十八条の規定によつて課する所得割に関する部分を除く。)は、昭和四十九年度分の個人の

に規定する住宅(以下本項において「住宅」という。)を建築」と、同条第二項中「共同住宅等」とあるのは「地方税法の一部を改正する法律による改正前の地方税法第七十三条の十四第一項に規定する共同住宅等」と、「住宅を建築」とあるのは「同法第七十三条第四号に規定する住宅(以下本項において「住宅」という。)を建築」とする。

市町村民税から適用し、昭和四十八年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2 新法第三百三十三条第四項第一号の規定の適用については、昭和四十九年度分の個人の市町村民税に限り、同号中「二十万円」とあるのは、「十九万二千五百円」とする。

3 次項に定めるものを除き、新法の規定中法人の市町村民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の市町村民税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の市町村民税（清算所得に対する法人税額及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税額に係る法人の市町村民税を含む。以下この条において同じ。）について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市町村民税及び同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の市町村民税については、なお従前の例による。

4 新法第三百三十四条の六第一項の規定は、昭和四十九年五月一日以後に終了する事業年度分の法人の市町村民税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の市町村民税について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の市町村民税及び同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の市町村民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する規定の適用)  
第七条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、昭和四十九年度分の固定資産税から適用し、昭和四十八年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 昭和四十九年一月一日までの間に建設された旧法第三百四十九条の三第一項に規定する発電所の用に供する家屋及び償却資産（農山

漁村電気導入促進法第二条第一項の農林漁業団体が発電所の用に供するものを除く。）に対して課する昭和四十九年度以降の各年度分の固定資産税については、旧法第三百四十九条の三第一項中「三分の一」とあるのは「三分の二」と、「三分の二」とあるのは「六分の五」として、同項の規定の例による。

3 新法第三百四十九条の三第四項の規定中租税特別措置法第十一条第一項の表の第七号又は同法第四十三条第一項の表の第七号に掲げる機械その他の設備に関する部分は、昭和四十八年四月一日以後において新設された当該機械その他の設備について、昭和四十九年度分の固定資産税から適用し、新法第三百四十九条の三第四項の規定中廃棄物再生処理用の機械その他の設備に関する部分は、施行日以後において新設された当該機械その他の設備について、昭和五十年年度分の固定資産税から適用し、同項の規定中農林漁業者又は中小企業者の共同利用に供する機械及び装置に関する部分は、昭和四十八年一月二日以後において新設された当該機械及び装置について、昭和四十九年度分の固定資産税から適用する。

4 昭和五十一年三月三十一日までの間に新設された企業合理化促進法（昭和二十七年法律第五号）第六条の規定の適用を受ける機械設備等に対して課する昭和四十九年度以降の各年度分の固定資産税については、旧法第三百四十九条の三第四項中「二分の一」とあるのは、「二分の一（昭和四十八年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの間に新設された機械設備等については、三分の二）」として、同項の規定の例による。

5 新法第三百四十九条の三第十三項の規定は、昭和四十八年一月二日以後において取得された同項に規定する車両について、昭和四十九年度分の固定資産税から適用する。  
6 旧法第三百四十九条の三第十三項の規定は、

昭和四十八年一月一日までの間に取得された同項に規定する車両に対して課する固定資産税については、なおその効力を有する。

7 新法第三百四十九条の三第二十六項の規定は、昭和四十八年一月二日以後において建設された同項に規定する固定資産について、昭和四十九年度分の固定資産税から適用する。

8 新法第三百四十九条の三第二十六項の規定は、昭和四十八年一月一日までの間に建設された同項に規定する固定資産についても、昭和四十九年度分の固定資産税から適用する。この場合において、同項中「当該固定資産に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から五年度分」とあるのは、「当該固定資産が建設された日の属する年の翌年（その日が一月一日である場合には、同日の属する年）の四月一日の属する年度から昭和四十八年度までの年度の数を五から控除し、昭和四十九年度分から当該控除して得た数に相当する年度分」とする。

9 新法第三百四十九条の五の規定は、施行日前において建設された一の工場又は発電所若しくは変電所（一の工場又は発電所若しくは変電所に増設された設備で一の工場又は発電所若しくは変電所に類すると認められるものを含む。以下この項及び次項並びに附則第二十八条第六項及び第七項において「一の工場」という。）の用に供する償却資産で、当該一の工場が建設された日の属する年の翌年（その日が一月一日である場合には、同日の属する年）の四月一日の属する年度から昭和四十九年度までの年度の数が五を超えないもの（次項の規定の適用を受けるものを除く。）の同年度分以後の固定資産税についても、適用する。

10 昭和四十八年一月一日までの間に建設された一の工場の用に供する償却資産で、昭和四十八年度分の固定資産税の課税標準となるべき金額を算定する場合において旧法第三百四十

九条の五の規定の適用を受けていたものについては、昭和四十九年度から同条の規定がなおその効力を有するものとした場合において同条の規定の適用を受けることができる年度までの各年度分の固定資産税に限り、当該償却資産を新法第三百四十九条の五に規定する新設大規模償却資産とみなして、同条の規定を適用する。この場合においては、旧法第三百四十九条の五の規定がなおその効力を有するものとした場合において当該償却資産に係る同条に規定する第一適用年度、第二適用年度、第三適用年度、第四適用年度又は第五適用年度に該当する年度は、それぞれ当該償却資産に係る新法第三百四十九条の五第一項に規定する第一適用年度又は同条第二項に規定する第一適用年度、第二適用年度、第三適用年度、第四適用年度若しくは第五適用年度とみなす。

11 旧法附則第十四条第二項の規定は、昭和四十九年四月一日から昭和四十八年七月三十一日までの間に取得された同項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なおその効力を有する。  
12 旧法附則第十五条第四項の規定は、昭和四十九年一月二日から昭和四十九年一月一日までの間に取得された同項に規定する機械設備等に対して課する固定資産税については、なおその効力を有する。

13 旧法附則第十五条第七項の規定は、昭和四十九年一月二日から昭和四十九年一月一日までの間に取得された同項に規定する航空機に対して課する固定資産税については、なおその効力を有する。

第八条 昭和四十九年度分の固定資産税に限り、市町村長は、次の各号に掲げる宅地等に係る当該各号に定める額については、これらの額を当該住宅等の所有者に通知することによつて新法第四百十五條の規定による固定資産課税台帳の縦覧に代えることができる。この場合において、小

規模住宅用地（新法第三百四十九条の三の二第二項に規定する小規模住宅用地をいう。以下次条までにおいて同じ。）の価格に同項に定める率を乗じて得た金額又は第三号に定める宅地等比準価格に係る新法第四百七条第一項及び第四百三十二条第一項の規定の適用については、新法第四百七条第一項中「第四百五十五条第一項の規定によつて固定資産課税台帳を縦覧に供した日以後において固定資産の価格等の登録がなされていないこと又は登録された価格等」とあるのは、「地方税法の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第 号）附則第八条の規定による固定資産の価格等の通知をした日以後において当該通知に係る価格等」と、新法第四百三十二条第一項中「第四百五十五条第一項（第四百五十五条第三項の場合を含む。）の縦覧期間の初日からその末日後十日までの間において」とあるのは、「地方税法の一部を改正する法律附則第八条の規定による当該固定資産の価格等の通知を受けた日」とする。

一 小規模住宅用地 新法第三百八十一条第六項の規定により土地課税台帳等に登録された小規模住宅用地の価格に新法第三百四十九条の三の二第二項に定める率を乗じて得た額及び調整対象小規模住宅用地（新法附則第二十三條に規定する調整対象小規模住宅用地をいう。）で新法附則第二十八條第一項の規定が適用されるもの（同条第二項の規定の適用を受けるものを除く。）にあつては、同条第一項の規定により土地課税台帳等に登録された同項の表の下欄に掲げる額

二 調整対象住宅用地（新法附則第二十三條に規定する調整対象住宅用地をいう。）で新法附則第十八條第八項若しくは附則第二十八條第二項の規定が適用されないもの又は調整対象非住宅用地（新法附則第二十三條に規定する調整対象非住宅用地をいう。以下この号において同じ。）で個人の所有するもの（当該調整

対象非住宅用地に係る新法附則第十八條の二第二項に規定する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額が同項第三号に掲げる額であるものに限り、新法附則第二十八條第二項の規定の適用を受けるものを除く。）新法附則第二十八條第一項の規定により土地課税台帳等に登録された同項の表の下欄に掲げる額

三 新法附則第二十八條第二項の規定が適用される宅地等 同条第一項及び第二項の規定により土地課税台帳等に登録された合算額及び昭和四十九年度において新たに固定資産税を課することとなり、又は同年度に係る賦課期日において地目の変更等がある宅地等にあつては、宅地等比準価格

第九條 昭和四十九年度分の固定資産税に限り、市町村は、宅地等（新法附則第十八條の二第一項に規定する非住宅用地で法人の所有するものを除く。）に対して課する固定資産税について、新法第三百六十四條第二項の納税通知書の交付期限までに、当該宅地等が小規模住宅用地であることの認定ができないこと等をやむを得ない理由があることにより当該宅地等に係る同年度分の固定資産税の税額の算定（以下この条において「本算定」という。）ができなかつた場合には、当該宅地等の第一号又は第二号に掲げる額を当該宅地等に係る同年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に相当する額（以下この条において「仮算定税額」という。）を同年度の納期の数で除して得た額の範囲内において、当該宅地等に係る固定資産税をそれぞれの納期において徴収することができる。

一 昭和四十九年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に四分の一を乗じて得た額

二 次に掲げる額のうちのいずれか多い額

イ 昭和四十八年度分の固定資産税に係る宅地等調整固定資産税額（新法附則第十八條

第一項に規定する宅地等調整固定資産税額をいう。）の算定の基礎となる課税標準となるべき額

ロ 昭和四十八年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に百分の十五を乗じて得た額

2 市町村長は、前項の規定によつて固定資産税を賦課した後において本算定が行われた場合には、遅滞なく、その旨を納税者に通知しなければならない。この場合において、本算定による昭和四十九年度分の固定資産税額（以下この条において「本算定税額」という。）に既に賦課した固定資産税額が満たないときは、本算定が行われた日以後の納期においてその不足税額を徴収し、既に徴収した固定資産税額が本算定税額を

3 市町村長は、第一項の規定によつて固定資産税を徴収する場合において当該固定資産税の納税者に交付する納税通知書には、次の各号に掲げる事項を題旨とする記載をし、又は記載をした文書を添付しなければならない。

一 納税通知書に記載された土地に係る課税標準額及び税額は、第一項の規定により仮に算定した額であり、又は当該額を含むものであること。

2 既に賦課した仮算定税額が本算定税額に満たない場合には、本算定が行われた日以後の納期においてその不足税額を徴収し、既に徴収した仮算定税額が本算定税額を超える場合には、その過納税額を還付し、又は当該納税義務者の未納に係る地方団体の徴収金に充当すること。

4 第一項の規定によつて徴収する固定資産税について滞納処分をする場合には、当該宅地等について第二項の規定による通知が行われる日ま

の間は、財産の換価は、することができない。（電気税に関する規定の適用）

第十條 第三項に定めるものを除き、新法の規定中電気税に関する部分は、施行日以後に使用する電気に対して課すべき電気税（特別徴収に係る電気税にあつては、同日以後に収納すべき料金に係るもの）について適用し、同日前に使用した電気に対して課する電気ガス税（特別徴収に係る電気ガス税にあつては、同日前に収納した、又は収納すべきであつた料金に係るもの）については、なお従前の例による。

2 昭和四十九年六月一日前に使用した電気に対して課すべき電気税（特別徴収に係る電気税にあつては、同日前に収納すべき料金に係るもの）については、新法第四百八十九條第十一項中「児童福祉法第三十九條第一項に規定する保育所及び心身障害者福祉協会法第十七條第一項第一号に規定する施設」とあるのは、「及び心身障害者福祉協会法第十七條第一項第一号に規定する施設」と、新法第四百九十条の二第二項中「千二百円」とあるのは、「千円」とする。

3 新法附則第三十一條第一項第三号及び第二項第二号の規定は、昭和四十九年六月一日以後に使用する電気に対して課すべき電気税（特別徴収に係る電気税にあつては、同日以後に収納すべき料金に係るもの）について適用し、同日前に使用した電気に対して課する電気税（特別徴収に係る電気税にあつては、同日前に収納した、又は収納すべきであつた料金に係るもの）については、なお従前の例による。

第十一條 新法の規定中ガス税に関する部分は、施行日以後に使用するガスに対して課すべきガス税（特別徴収に係るガス税にあつては、同日以後に収納すべき料金に係るもの）について適用し、同日前に使用したガスに対して課する電気ガス税（特別徴収に係る電気ガス税にあつ

た、又は収納すべきであつた料金に係るもの）については、なお従前の例による。

（ガス税に関する規定の適用）

第十一條 新法の規定中ガス税に関する部分は、施行日以後に使用するガスに対して課すべきガス税（特別徴収に係るガス税にあつては、同日以後に収納すべき料金に係るもの）について適用し、同日前に使用したガスに対して課する電気ガス税（特別徴収に係る電気ガス税にあつ

た、又は収納すべきであつた料金に係るもの）については、なお従前の例による。

（ガス税に関する規定の適用）

第十一條 新法の規定中ガス税に関する部分は、施行日以後に使用するガスに対して課すべきガス税（特別徴収に係るガス税にあつては、同日以後に収納すべき料金に係るもの）について適用し、同日前に使用したガスに対して課する電気ガス税（特別徴収に係る電気ガス税にあつ

た、又は収納すべきであつた料金に係るもの）については、なお従前の例による。

（ガス税に関する規定の適用）

第十一條 新法の規定中ガス税に関する部分は、施行日以後に使用するガスに対して課すべきガス税（特別徴収に係るガス税にあつては、同日以後に収納すべき料金に係るもの）について適用し、同日前に使用したガスに対して課する電気ガス税（特別徴収に係る電気ガス税にあつ

ては、同日前に収納した、又は収納すべきであつた料金に係るもの)については、なお従前の例による。

2 昭和四十九年六月一日前に使用したガスに対して課すべきガス税(特別徴収に係るガス税にあつては、同日前に収納すべき料金に係るもの)については、新法第四百八十九条の二第三項中「児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所及び心身障害者福祉協会法第十七条第一項第一号に規定する施設」とあるのは「及び心身障害者福祉協会法第十七条第一号に規定する施設」と、新法第四百九十条の二第二項中「二千七百円」とあるのは「二千円」とし、昭和四十九年十月一日前に使用したガスに対して課すべきガス税(特別徴収に係るガス税にあつては、同日前に収納すべき料金に係るもの)については、新法第四百九十条第二項中「百分の五」とあるのは「百分の六」とする。

(特別土地保有税に関する規定の適用)

第十二条 新法第五百八十六條第二項第十九号、第二十一号及び第二十九号の規定中土地に対して課する特別土地保有税に関する部分は、昭和四十九年度分から適用する。

2 新法第五百八十六條第二項第十九号、第二十一号及び第二十九号の規定中土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分は、昭和四十九年一月一日以後の土地の取得について適用し、同日前の土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する規定の適用)

第十三条 新法附則第三十二條第二項から第四項までの規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、同日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する規定の適用)

第十四条 新法の規定中都市計画税に関する部分は、昭和四十九年度分の都市計画税から適用

し、昭和四十八年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 昭和四十九年一月一日までの間において建設された旧法第三百四十九条の三第一項に規定する発電所の用に供する家屋(農山漁村電気導入促進法第二条第一項の農林漁業団体が発電所の用に供するものを除く)に対して課する昭和四十九年度以降の各年度分の都市計画税については、新法第七百二条第二項中「第三百四十九条の三第一項」とあるのは、「地方税法の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第 号)附則第七条第二項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の第三百四十九条の三第一項」とする。

(国民健康保険税に関する規定の適用)

第十五条 次項に定めるものを除き、新法の規定中国民健康保険税に関する部分は、昭和四十九年度分の国民健康保険税から適用し、昭和四十八年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

2 新法附則第三十五条の五の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者について附則第十七条第一項の規定により適用される新法附則第三十三条の二の規定の適用がある場合には、昭和四十九年度分の国民健康保険税についても、適用する。この場合において、新法附則第三十五条の五中「昭和五十年」とあるのは、「昭和四十九年度」とする。

(都の特例に関する規定の適用)

第十六条 新法第七百三十四條第三項の規定は、昭和四十九年五月一日以後に終了する事業年度分の法人の都民税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の都民税(清算所得に対する法人税額を課する法人の清算中の事業年度に係る法人税額及び残余財産の一部分により納付すべき法人税額に係る法人の都民税を含む。以下この条において同じ)について適用し、同日前に終了した事業年

度分の法人の都民税及び同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の都民税については、なお従前の例による。

(みなし法人課税を選択した場合に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例に関する規定の適用)

第十七条 新法附則第三十三條の二の規定は、道府県民税及び市町村民税の所得割の納税義務者が租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第十六号。次条において「昭和四十八年の租税特別措置法改正法」という)附則第五条の規定により適用される同法による改正後の租税特別措置法第二十五条の二の規定の適用を受けた場合には、その者の昭和四十九年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について

も、適用する。この場合において、新法附則第三十三條の二第一項中「昭和五十年」とあるのは「昭和四十九年度」と、「百分の二十三・九」とあるのは「百分の二十三・六」と、「七百万円」とあるのは「三百万円」と、「百分の三十四・一」とあるのは「百分の二十九・六」と、「百分の五・二」とあるのは「百分の五・六」と、同条第二項中「前年の不動産所得の金額」とあるのは「租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第十六号)附則第五条第一項に規定する指定期間における不動産所得の金額」と、「百分の七十二」とあるのは「百分の七十三」と、「七百万円」とあるのは「三百万円」と、「百分の六十」とあるのは「百分の六十六」と、同条第三項中「七百万円」とあるのは「三百万円」と、「百分の四十」とあるのは「百分の三十六・七五」と、「百分の五・二」とあるのは「百分の五・六」と、同条第六項中「百分の五・二」とあるのは「百分の五・六」と、「百分の十二・一」とあるのは「百分九・一」とする。

2 新法附則第三十三條の二の規定の適用については、昭和五十年年度分の個人の道府県民税及び市町村民税に限り、同条第一項中「七百万円」と

あるのは「六百万円」と、「百分の三十四・一」とあるのは「百分の三十一・四」と、同条第二項中「七百万円」とあるのは「六百万円」と、「百分の六十」とあるのは「百分の六十二」と、同条第三項中「七百万円」とあるのは「六百万円」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例に関する規定の適用)

第十八条 新法附則第三十三條の三の規定は、道府県民税及び市町村民税の所得割の納税義務者が昭和四十八年の租税特別措置法改正法附則第六条各号に掲げる土地の譲渡等(租税特別措置法第二十八条の六第一項に規定する土地の譲渡等という)を当該各号に掲げる日以後に行つた場合について適用する。

(短期譲渡所得に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例に関する規定の適用)

第十九条 新法附則第三十五條第一項(租税特別措置法第三十二条第二項に規定する譲渡に係る同条第一項に規定する譲渡所得に関する部分に限る)の規定は、施行日以後に租税特別措置法第三十二条第二項に規定する譲渡をする場合について適用する。

(罰則に関する規定の適用)

第二十条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第二十一条 前各条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第二十二条 土地に対して課する固定資産税及び都市計画税については、課税の適正化を図るため、別に定めるものは、今後における土地の価格の状況等を考慮して更に検討を加え、そ



の結果に基づき、昭和五十一年度分の固定資産税及び都市計画税から適用されるよう必要な措置が講ぜられるべきものとする。

(地方財政法の一部改正)

第二十三条 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第五号中「電気ガス税」を「電気税、ガス税」に改める。

(地方交付税法の一部改正)

第二十四条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第十四条第三項の表市町村の項中第十七号を第十八号とし、第六号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、同項第五号中「電気ガス税」を「電気税」に、「電気ガス税額」を「電気税額」に改め、同号の次に次のように加える。

六 ガス税

第十四条の二中第二号を削り、第三号を第二号とする。

第二十五条 前条の規定による改正後の地方交付税法第十四条第三項及び第十四条の二の規定は、昭和四十九年度分の地方交付税から適用する。

2 昭和四十九年度分の地方交付税に限り、前条の規定による改正後の地方交付税法第十四条第三項の表中「電気税額」とあるのは「電気ガス税額のうち電気に係るもの」と、「ガス税額」とあるのは「電気ガス税額のうちガスに係るもの」とする。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律の一部改正)

第二十六条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位

に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第十九号)の一部を次のように改正する。

第三条の表中「電気ガス税」を「電気税及びガス税」に改める。

(国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正)

第二十七条 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律(昭和三十一年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五号中「又は」を「若しくは」に改め、「工業用水道施設」の下に「ののうちダム(ダムと一体となつてその効用を全うする施設及び工作物を含む。以下同じ。))以外のもの」を加え、「土地」を「土地又は水道若しくは工業用水道の用に供するダム」の用に供する固定資産で、「に改め、同条第六項中「地方税法」を「地方税法」に、「類するもので」を「類するもの並びに」同項第六号の二及び第六号の四に掲げるもので、「に改める。

第四条第一項中「十分の四」の下に「(地方税法第三百四十九条の三の二第二項に規定する小規模住宅用地に相当する土地にあつては、十分の二・五)」を加え、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項中「発電所」を削り、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 第二条第一項第五号に掲げるダムの用に供する固定資産のうち家屋及び償却資産に係る交付金算定標準額は、前条第二項の規定にかかわらず、同項の価格の十分の五(当該固定資産について市町村交付金が交付されることとなつた年度から五年度間とあつては、同項の価格の十分の二・五)の額とする。

4 発電所の用に供する固定資産に係る交付金算定標準額は、前条第二項の規定にかかわらず、同項の価格の十分の五の額とする。

3 第五条第一項中「こえる」を「超える」に、「十分の三」を「十分の四」に改め、同項の表人口五千人未満の町村の項中「三億円」を「五億円」に改め、同表人口五千人以上一万人未満の町村の項中「三億三千万円」を「五億四千万円」に、「三千万円」を「四千万円」に改め、同表人口一万人以上三万人未満の市町村の項中「四億八千万円」を「七億六千八百万円」に、「三千万円」を「四千八百万円」に改め、同表人口三万人以上二十万人未満の市町村の項中「八億円」を「十二億八千万円」に、「五千万円」を「八千万円」に改め、同表人口二十万人以上の市の項中「二十五億円」を「四十億円」に改め、同条第二項中「百分の百五十」を「百分の百六十」に改める。

第十條第一項中又は第四号を、第四号又は第五号に改め、「送電の用に供する固定資産」の下に、「水道若しくは工業用水道の用に供するダムの用に供する固定資産」を加える。

第六項に改める。

第二十一条の三の見出し中「発電の用に供する」を削り、同条中「で、当該多目的ダムによる流水の貯留を利用して流水が発電の用に供されているもの」を削り、「当該多目的ダムを」を「当該多目的ダムの用に供する固定資産のうち発電又は水道若しくは工業用水道の用に供する部分」に改め、「第二条第一項第四号に掲げる固定資産」の下に「又は同項第五号に掲げるダムの用に供する固定資産」を加え、「当該多目的ダム及び当該用途につき同法第二十七条に規定する方法と同一の方法を」を「当該固定資産につき政令で定める方法」に、「この場合において」を「ただし」に、「第四条第三項中「課税標準となるべき額の十分の五の額」とし、当該固定資産について市町村交付金が交付されることとなつた年度から十年度を経過した年度以後にあつては、前条第二項の価格の十分の五の額」とあるのは、「課税標準となるべき額」とする」を「第四条第三項の規定は、適用しない」に改める。

第二十一条の四第一項中「百円未満」を「千円未満」に改める。

附則第十六項中「第四条第四項」を「第四条第六項」に改め、同項の表の第二号中「三年度分」を「五年度分」に改め、同表の第三号中「行なり」を「行り」に改め、同項の表に次のように加える。

六 車両の運行に伴い発生する騒音を防止するための遮音壁で政令で定めるもの(第一号に掲げるものを除く。)

附則第十七項及び第十八項中「第四条第四項」を「第四条第六項」に改め、附則第十九項中「第四条第四項」を「第四条第六項」に、「第十八項」を「附則第十八項」に改める。

第二十八条 別段の定めがあるものを除き、前条の規定による改正後の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律(以下「新交付金法」という。)の規定は、昭和五十一年度分の市町村交付金及び都道府県交付金並びに市町村納付金及び都道府県納付金(以下「交付金及び納付金」という。)から適用し、昭和四十九年度分までの交付金及び納付金については、なお従前の例による。

2 新交付金法の規定中水道又は工業用水道の用に供するダムに係る市町村交付金及び都道府県交付金に関する部分は、昭和四十九年度以降の各年度分の市町村交付金及び都道府県交付金について適用する。この場合において、昭和四十七年三月三十一日までの間において建設された新交付金法第二条第一項第五号に掲げるダムの用に供する固定資産(新交付金法第二十一条の三の規定により当該固定資産とみなされるものを含む。)のうち家屋及び償却資産については、新交付金法第四条第五項中「当該固定



資産について市町村交付金が交付されることとなつた年度から五年度間」とあるのは、「当該固定資産が建設された日の属する年度の翌年度から昭和四十七年度までの年度の数を五から控除し、昭和四十九年度から当該控除して得た数に相当する年度間」とする。

3 昭和四十九年度分の市町村交付金及び都道府県交付金のうち新交付金法第二条第一項第五号に掲げるダム用に供する固定資産（新交付金法第二十一条の三の規定により当該固定資産とみなされるものを含む）に係るものに対する新交付金法の規定の適用については、新交付金法第五条第三項中「前年の九月三十日」とあるのは「昭和四十九年五月三十一日」と、新交付金法第六条及び第八条中「前年の十一月三十日」とあるのは「昭和四十九年七月三十一日」と、新交付金法第九条第一項中「前年の十二月三十一日」とあるのは「昭和四十九年八月三十一日」と、新交付金法第十条第一項中「前年の十一月三十日」とあるのは「昭和四十九年七月三十一日」と、同条第三項中「前年の十二月三十一日」とあるのは「昭和四十九年八月三十一日」と、新交付金法第十三条第一項中「毎年四月三十日」とあるのは「昭和四十九年十一月三十日」と、新交付金法第十四条第一項中「毎年六月三十日」とあるのは「昭和四十九年十二月三十一日」と、新交付金法第十六条第三項中「前年の十月三十一日」とあるのは「昭和四十九年六月三十日」と、同条第四項中「毎年一月三十一日」とあるのは「昭和四十九年九月三十日」とする。

4 新交付金法第四条第三項の規定は、昭和四十九年四月一日以後において建設された発電所の用に供する固定資産について、昭和五十一年

度分の市町村交付金及び都道府県交付金から適用する。

5 昭和四十九年三月三十一日までの間において建設された発電所の用に供する固定資産に係る昭和五十年以降の各年度分の市町村交付金及び都道府県交付金については、前条の規定による改正前の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（以下「旧交付金法」という。）第四条第三項に規定する固定資産に係るものにあつては、同項中「地方税法第三百四十九条の三第一項」とあるのは、「地方税法の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第 号）附則第七条第二項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の地方税法第三百四十九条の三第一項」とし、旧交付金法第二十一条の三に規定する固定資産に係るものにあつては、同条中「この法律」とあるのは「地方税法の一部を改正する法律による改正前の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（昭和三十一年法律第八十二号。以下「旧交付金法」という。）」と、「第四条第三項」とあるのは「旧交付金法第四条第三項中「地方税法第三百四十九条の三第一項」とあるのは、「地方税法の一部を改正する法律附則第七条第二項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の地方税法第三百四十九条の三第一項」とし、これら規定の例による。

6 新交付金法第五条の二の規定は、昭和四十八年三月三十一日までの間において建設された一の工場の用に供する償却資産で、当該一の工場が建設された日の属する年度の翌々年度から昭和五十年までの年度の数が五を超えないもの（次項の規定の適用を受けるものを除く。）の

同年度分以後の交付金及び納付金についても、適用する。

7 昭和四十八年三月三十一日までの間において建設された一の工場の用に供する償却資産で、昭和四十九年度分の交付金及び納付金の交付金算定標準額又は納付金算定標準額となるべき金額を算定する場合において旧交付金法第五条の二の規定の適用を受けていたものについては、昭和五十年から同条の規定がなおその効力を有するものとした場合において同条の規定の適用を受けることができる年度までの各年度分の交付金及び納付金に限り、当該償却資産をもつて新交付金法第五条の二に規定する新設大規模償却資産とみなして、同条の規定を適用する。この場合においては、附則第七条第十項後段の規定を準用する。

8 新交付金法附則第十六項の表の第二号の規定は、昭和四十八年四月一日以後において取得された同号に掲げる車両について、昭和五十年度分の市町村納付金から適用する。

9 旧交付金法附則第十六項の表の第二号の規定は、昭和四十八年三月三十一日までの間において取得された同号に掲げる車両については、なおその効力を有する。

10 新交付金法附則第十六項の表の第六号の規定は、昭和五十年度分の市町村納付金から適用する。この場合において、昭和四十八年三月三十一日までの間において設置された同号に掲げる選音壁については、同項中「市町村納付金」が納付されることとなつた年度」とあるのは、昭和五十年度」と、同号中「十年度分」とあるのは、当該選音壁が設置された日の属する年度の翌年度から昭和四十八年度までの年度の数を十から控

除して得た数に相当する年度分」とする。

（特定多目的ダム法の一部改正）  
第二十九条 特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。  
第三十五条中「発電の用」を「特定用途」に、「第二十一条の二」を「第二十一条の三」に改める。

第三十条 前条の規定による改正後の特定多目的ダム法第三十五条の規定中水道又は工業用水道に関する部分は、昭和四十九年度分の同条の納付金から適用する。この場合において、同年度分の当該納付金については、同条中「三月三十一日」とあるのは「昭和四十八年三月三十一日及び昭和四十九年三月三十一日」と、「翌年の六月三十日」とあるのは「昭和四十九年十二月三十一日」とする。

（沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正）  
第三十一条 沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。  
第一百五十五条第三項第六号を次のように改める。

六 昭和四十九年四月一日から昭和五十二年三月三十一日までの間において使用する電氣に対して課する電氣税（特別徴収に係る電氣税にあつては、当該期間において使用した電氣として政令で定める料金に係るもの）基礎となる率を百分の三とし、これを毎年度百分の一ずつ引き上げ、昭和五十二年度において地方税法第四百九十条第一項に規定する税率となるように政令で定める率

第一類第二号 地方行政委員会議録第十一号 昭和四十九年三月五日

第七 昭和三十九年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの間において使用するガスに對して課するガス税(特別徴収に係るガス税)にあつては、当該期間において使用したガスとして政令で定める料金に係るもの(基礎となる率を百分の三とし、これを毎年度百分の一ずつ引き上げ、昭和五十一年度において地方税法第四百九十条第二項に規定する税率となる)に政令で定める率

第三百二十五条第三項に次の一号を加える。  
七 昭和三十九年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの間において使用するガスに對して課するガス税(特別徴収に係るガス税)にあつては、当該期間において使用したガスとして政令で定める料金に係るもの(基礎となる率を百分の三とし、これを毎年度百分の一ずつ引き上げ、昭和五十一年度において地方税法第四百九十条第二項に規定する税率となる)に政令で定める率

第三十二条 前条の規定による改正後の沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律第五十五条第三項第六号及び第七号の規定は、施行日以後に使用した電気又はガスに對して課すべき電気税及びガス税(特別徴収に係る電気税及びガス税)にあつては、同日以後に取納すべき料金に係るもの)に對して適用し、同日前に使用した電気又はガスに對して課する電気ガス税(特別徴収に係る電気ガス税)にあつては、同日前に取納した、又は取納すべきであつた料金に係るもの)については、なお従前の例による。

地方交付税法の一部を改正する法律案  
地方交付税法の一部を改正する法律

地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

(1) 経常経費		(1) 経常経費	
(2) 投資的経費		(2) 投資的経費	
人口		人口	
海岸保全施設の延長		海岸保全施設の延長	
人口		人口	
海岸保全施設の延長		海岸保全施設の延長	
を		を	
三 教育費		三 教育費	
1 小学校費		1 小学校費	
2 中学校費		2 中学校費	
教職員数		教職員数	
学校数		学校数	

(地方税法の一部を改正する法律の一部改正)  
第三十三条 地方税法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。  
附則第十三条第三項を削る。

理由

地方税負担の現状にかんがみ、地方財政の実情を勘案しつつ、住民負担の軽減及び合理化を図るため、道府県民税及び市町村民税の所得控除の額の引上げ、事業税の事業主控除額の引上げ、中小法人に對する事業税の軽減税率の適用所得の範囲の拡大、小規模住宅用地等に對する固定資産税の課税標準の特例の創設、料理飲食等消費税の基礎控除の額の引上げ、ガス税の税率の引下げ、電気税及びガス税の免稅点の引上げ等を行い、また、地方税源の充実等を図るため、市町村民税法人税割及び自動車取得税の税率を引き上げるほか、地方税制の合理化を図るため所要の規定の整備をする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

人口	人口
海岸保全施設の延長	人口集中地区人口
教職員数	人口集中地区人口
学校数	人口集中地区人口

「5 下水道費」人口集中地区人口に改め、同条第二項の表第五号中「平方メートル」を「平方メートル」に改め、同表第六号及び第七号中「メートル」を「キロメートル」に改め、同表第十五号を削り、同表第十六号中「学校基本調査」を「学校に係る指定統計調査(以下「学校基本調査」という。)」に改め、同号を同表第十五号とし、同表第十七号を同表第十六号とし、同号の次に次のように加える。

「十七 小学校の学校数」最近の学校基本調査の結果による当該市町村立の小学校の数 校  
「二十二 中学校の学校数」最近の学校基本調査の結果による当該市町村立の中学校の数 校

「十三 下水道費」人口集中地区人口に改め、同条第二項の表第五号中「平方メートル」を「平方メートル」に改め、同表第六号及び第七号中「メートル」を「キロメートル」に改め、同表第十五号を削り、同表第十六号中「学校基本調査」を「学校に係る指定統計調査(以下「学校基本調査」という。)」に改め、同号を同表第十五号とし、同表第十七号を同表第十六号とし、同号の次に次のように加える。

「五 下水道費」人口集中地区人口に改め、同条第二項の表第五号中「平方メートル」を「平方メートル」に改め、同表第六号及び第七号中「メートル」を「キロメートル」に改め、同表第十五号を削り、同表第十六号中「学校基本調査」を「学校に係る指定統計調査(以下「学校基本調査」という。)」に改め、同号を同表第十五号とし、同表第十七号を同表第十六号とし、同号の次に次のように加える。

「五 下水道費」人口集中地区人口に改め、同条第二項の表第五号中「平方メートル」を「平方メートル」に改め、同表第六号及び第七号中「メートル」を「キロメートル」に改め、同表第十五号を削り、同表第十六号中「学校基本調査」を「学校に係る指定統計調査(以下「学校基本調査」という。)」に改め、同号を同表第十五号とし、同表第十七号を同表第十六号とし、同号の次に次のように加える。

「五 下水道費」人口集中地区人口に改め、同条第二項の表第五号中「平方メートル」を「平方メートル」に改め、同表第六号及び第七号中「メートル」を「キロメートル」に改め、同表第十五号を削り、同表第十六号中「学校基本調査」を「学校に係る指定統計調査(以下「学校基本調査」という。)」に改め、同号を同表第十五号とし、同表第十七号を同表第十六号とし、同号の次に次のように加える。

「五 下水道費」人口集中地区人口に改め、同条第二項の表第五号中「平方メートル」を「平方メートル」に改め、同表第六号及び第七号中「メートル」を「キロメートル」に改め、同表第十五号を削り、同表第十六号中「学校基本調査」を「学校に係る指定統計調査(以下「学校基本調査」という。)」に改め、同号を同表第十五号とし、同表第十七号を同表第十六号とし、同号の次に次のように加える。

した額)

二 一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れられる臨時沖繩特別交付金の額  
 三 当該各年度の前年度における借入金金の額に相当する額から当該各年度における借入金金の額に相当する額を控除した額

9 前項第二号に掲げる額は、政令で定める基準に従い当該各年度の予算で定める額とする。

10 附則第八項第三号の借入金金の額は、交付税及び譲与税配付金特別会計法附則第三項の規定による借入金金の額として当該各年度の予算で定める額とする。

11 昭和五十二年年度から昭和五十五年年度までの各年度に限り、当該各年度分として交付すべき交付税の総額は、第六条第二項の規定により算定した額から、当該各年度の前年度における借入金金の額に相当する額から当該各年度における借入金金の額に相当する額を控除した額を減額した額に、次の表の上欄に掲げる当該各年度に應ずる当該下欄に掲げる金額をそれぞれ加算した額とする。この場合において、当該借入金金の額については、前項の規定を準用する。

年	度	金	額
昭和五十二年	度		百二十四億円
昭和五十三年	度		四百七十億円
昭和五十四年	度		五百三十六億円
昭和五十五年	度		五百四十九億六千万円

附則第十二項中「附則第九項及び」を削り、附則第十三項から第二十項までを削り、附則第二十一項を附則第十三項とし、附則第二十二項から第二十五項までを八項ずつ繰り上げ、附則第二十六項を附則第十八項とし、同項の次に次の二項を加える。

19 当分の間、地方団体に対して交付すべき交付税の額の算定に用いる基準財政需要額は、第十一條の規定によつて算定した額に、次の表に掲げる経費の種類に係る測定単位の単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

経費の種類	測定単位	単位費用
市町村民税臨時減税補てん償償還費	市町村民税の減取補てんのため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき 一、〇〇〇円

20 前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる算定の基礎により同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、自治省令で定めるところにより算定する。

測定単位の算定の基礎	表示単位
市町村民税の減取補てんのため地方財政法附則第三十三條第十項の規定により発行を許可された地方債に係る当該年度における元利償還金	千円

別表  
 附則第二十七項を附則第二十一項とし、附則第二十八項を附則第二十二項とする。  
 別表を次のように改める。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
一 警察費 二 土木費 1 道路橋り 1 (1) 經常経費 2 (2) 投資的経費 3 (1) 經常経費 3 (2) 投資的経費 4 (1) 經常経費 4 (2) 投資的経費	警察職員数	一人につき	二、八〇六、〇〇〇円
	道路の面積	千平方メートルにつき	一〇二、〇〇〇円
	道路の延長	一キロメートルにつき	一、八五六、〇〇〇円
	河川の延長	一キロメートルにつき	三〇、九〇〇円
	河川の延長	一キロメートルにつき	二六〇、〇〇〇円
	港湾(漁港を含む)に於けるけい留施設の延長	一メートルにつき	九、六九〇円
	港湾(漁港を含む)に於ける外かく施設の延長	一メートルにつき	二、二九〇円
	その他の土木費	一人につき	二二三〇円
	經常経費	一人につき	一、三四〇〇円
	投資的経費	一人につき	一、三四〇〇円
	海岸保全施設の延長	一メートルにつき	五六〇〇円

道府県		三 教育費	
1	小学校費	教職員数	一人につき
2	中学校費	教職員数	一人につき
3	高等学校費	教職員数	一人につき
(1)	経常経費	生徒数	一人につき
(2)	投資的経費	生徒数	一人につき
4	その他の教育費	人口	一人につき
四	厚生労働費	盲学校、聾学校及び養護学校の幼児、児童及び生徒の数	一人につき
1	生活保護費	町村部人口	一人につき
2	社会福祉費		
(1)	経常経費	人口	一人につき
(2)	投資的経費	人口	一人につき
3	衛生費	人口	一人につき
4	労働費	人口	一人につき
五	産業経済費	失業者数	一人につき
1	農業行政費	農家数	一人につき
(1)	経常経費	農家数	一人につき
(2)	投資的経費	耕地の面積	一ヘクタールにつき
2	林野行政費		

(1)	経常経費	林野の面積	一ヘクタールにつき
(2)	投資的経費	林野の面積	一ヘクタールにつき
3	水産行政費	水産業者数	一人につき
(1)	経常経費	水産業者数	一人につき
(2)	投資的経費	水産業者数	一人につき
4	商工行政費	人口	一人につき
六	その他の行政費		
1	徴税費	道府県税の税額	千円につき
2	恩給費	恩給受給権者数	一人につき
3	その他の諸費		
(1)	経常経費	人口	一人につき
(2)	投資的経費	人口	一人につき
七	災害復旧費	面積	一平方キロメートルにつき
八	特定債償還費	公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき
九	特別事業債償還費	公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため昭和四十一年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき

一 消防費	人口	一人につき	一、九八〇〇〇
二 土木費			
1 道路橋りよう費	道路の面積	千平方メートルにつき	四五、二〇〇〇〇
(1) 經常経費	道路の延長	一キロメートルにつき	一五八、〇〇〇〇〇
(2) 投資的経費			
2 港湾費			
(1) 經常経費	港湾(漁港を含む)におけるけい留施設の延長	一メートルにつき	八、六四〇〇〇
(2) 投資的経費	港湾(漁港を含む)における外かく施設の延長	一メートルにつき	二、二九〇〇〇
3 都市計画費			
(1) 經常経費	都市計画区域における人口	一人につき	一六八〇〇
(2) 投資的経費	都市計画区域における人口	一人につき	三〇五〇〇
4 公園費			
(1) 經常経費	人口	一人につき	四〇〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	三〇〇〇〇
5 下水道費	人口集中地区人口	一人につき	六五〇〇
6 その他の土木費			
(1) 經常経費	人口	一人につき	二五三〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	一四六〇〇
三 教育費			
1 小学校費			

市町村			
(1) 經常経費	児童数	一人につき	九、七六〇〇〇
(2) 投資的経費	学校数	一校につき	二五〇、〇〇〇〇〇
(1) 經常経費	学校数	一校につき	二、一〇〇、〇〇〇〇〇
(2) 投資的経費	学校数	一校につき	一七二、〇〇〇〇〇
2 中学校費			
(1) 經常経費	生徒数	一人につき	九、一五〇〇〇
(2) 投資的経費	学校数	一校につき	二五〇、〇〇〇〇〇
(1) 經常経費	学校数	一校につき	二、一〇〇、〇〇〇〇〇
(2) 投資的経費	学校数	一校につき	一七二、〇〇〇〇〇
3 高等学校費			
(1) 經常経費	教職員数	一人につき	二、二六四〇〇〇〇
(2) 投資的経費	生徒数	一人につき	一六、四〇〇〇〇
(1) 經常経費	生徒数	一人につき	九、〇〇〇〇〇
(2) 投資的経費	生徒数	一人につき	一、五一〇〇〇
4 その他の教育費			
(1) 經常経費	人口	一人につき	一、五一〇〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	一、一五〇〇〇
四 厚生労働費			
1 生活保護費	市部人口	一人につき	一、四八〇〇〇
2 社会福祉費			
(1) 經常経費	人口	一人につき	九、二三〇〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	一、六一〇〇〇
3 保健衛生費	人口	一人につき	五、一〇〇〇〇

4 清掃費	(1) 經常費	人口	一人につき	一、三九〇〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	一五六〇〇	
5 労働費	失業者数	一人につき	二三四、〇〇〇	
五 産業経済費	1 農業行政費	農家数	一戸につき	二二、六〇〇
(1) 經常費	農家数	一戸につき	五、八〇〇	
(2) 投資的経費	農家数	一戸につき	二九四〇〇	
2 商工行政費	人口	一人につき	八、二三〇	
3 その他の産業経済費	(1) 經常費	林業、水産業及び鉱業の従業者数	一人につき	五、五四〇
(2) 投資的経費	林業、水産業及び鉱業の従業者数	一人につき	二一五〇〇	
六 その他の行政費	1 徴税費	市町村税の税額	千円につき	一、六五〇
2 戸籍住民基本台帳費	世帯数	一世帯につき	三、二〇〇	
3 その他の諸費	(1) 經常費	人口	一人につき	二一〇、〇〇〇
(2) 投資的経費	面積	一平方キロメートルにつき	七七五〇〇	
	人口	一平方キロメートルにつき	一〇〇、〇〇〇	

七 災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき	九五〇〇〇
八 特定償還費	公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき	二五〇〇〇
九 辺地対策事業償還費	辺地対策事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき	八〇〇〇〇
十 特別事業償還費	公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため昭和四十一年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき	一一七〇〇

附則

- この法律は、公布の日から施行する。
  - 市町村民税減税補てん償還費に係る財政上の特別措置に関する法律（昭和三十九年法律第四十九号）は、廃止する。
  - 改正後の地方交付税法第十二条第一項及び第二項、第十三条第五項、附則第十九項及び第二十項並びに別表の規定は、昭和四十九年度分の地方交付税から適用する。
  - 昭和四十九年度に限り、道府県及び市町村の基準財政需要額は、地方交付税法第十一条の規定によつて算定した額に、次の表に掲げる地方公共団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。
- | 地方公共団体の種類 | 経費の種類   | 測定単位 | 単 位 費 用          |
|-----------|---------|------|------------------|
| 道府県       | 土地開発基金費 | 人口   | 一人につき<br>二九四〇〇円  |
|           | 財政調整資金費 | 人口   | 一人につき<br>七〇六〇〇   |
| 市町村       | 土地開発基金費 | 人口   | 一人につき<br>一、〇〇〇〇〇 |
|           | 財政調整資金費 | 人口   | 一人につき<br>五〇〇〇〇   |
- 5 前項の測定単位の数値は、官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方公共団体の人口につき、自治省令で定めるところにより、算定する。ただし、地方公共団体の態容その他の事情



を参酌して、自治省令で定めるところにより、補正することができる。

6 昭和四十九年度に限り、地方交付税法第十四条第三項の表市町村の項中「九 特別土地保有税」  
 九 特別土地保有税  
 土地に対して課するものにあつては、当該年度における特別土地保有税の課税標準額、土地の取得に対して課するものにあつては前年度における特別土地保有税の課税標準額とする。

7 昭和四十六年度分の地方交付税の特例等に関する法律(昭和四十六年法律第百十六号)の一部を次のように改正する。  
 第一項中「附則第九項」を「附則第六項」に改め、同項第二号中「附則第五項」を「附則第三項」に改める。  
 第二項中「附則第九項」を「附則第六項」に改める。

8 昭和四十七年度分の地方交付税の特例等に関する法律(昭和四十七年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。  
 第一条第一項中「附則第十一項」を「附則第七項」に改め、同項第三号中「附則第五項」を「附則第三項」に改め、同条第二項中「附則第十一項」を「附則第七項」に改め、同条第三項中「法第十二条第一項及び第十三条第五項」を「地方交付税法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第三十四号)による改正前の法(以下この項において「旧法」という。第十二条第一項及び第十三条第五項)に、「法第十二条第一項の表」を「旧法第十二条第一項の表」に、「法第十三条第五項の表」に改め、同条の見出し及び条名を削り、第一項に項番号を付する。

9 昭和四十八年度分の地方交付税の特例に関する法律(昭和四十八年法律第百二十三号)の一部を次のように改正する。  
 第一条中「昭和四十七年度分の地方交付税の特例等に関する法律(昭和四十七年法律第二十五号)第二条第一項」を「地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号。以下「法」という。附則第八項)に改める。  
 第二条第一項中「地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号。以下「法」という。附則第八項)に改める。

10 交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を次のように改正する。  
 附則第二項中「第一項又はは「第一項」に、「第一条第一項若しくは第二条」を「第一項又は地方交付税法附則第八項若しくは第十一項」に改め、附則第五項中「及び昭和四十八年度」を「昭和四十九年度までの各年度」に改め、附則第八項を削り、附則第九項中「第一条第一項第一号」を「第一項第一号」に、「昭和四十七年度特例法第二条第一項第二号」を「地方交付税法附則第八項第二号」に改め、「昭和四十九年度分及び昭和五十年年度分」にあつては同号に掲げる額をそれぞれ加算した額とする。をそれぞれ加算した額とし、昭和四十九年度分にあつては同号に掲げる額を加算した額から千六百七十九億六千万円を控除した額とし、昭和五十年年度分にあつては同号に掲げる額を加算した額とし、昭和五十二年年度から昭和五十五年年度までの各年度分にあつては次の表の上欄に掲げる当該各年度に應ずる当該下欄に掲げる金額をそれぞれ加算した額とする」に改め、同項に次の表を加え、同

項を附則第八項とする。

年	度	金	額
昭和五十二年	度		百二十四億円
昭和五十三年	度		四百七十億円
昭和五十四年	度		五百三十六億円
昭和五十五年	度		五百四十九億六千万円

11 消防施設強化促進法(昭和二十八年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。  
 附則第十項中「第五項若しくは第八項」を「若しくは第五項」に改め、「又は地方交付税法附則第十三項の規定による特別事業償還交付金」を削り、「それぞれその支出」を「その支出」に改め、同項を附則第九項とする。  
 附則を附則第二項とし、同項の次に次の一項を加える。  
 2 昭和四十九年度から昭和五十三年度までの各年度に限り、人口が急増している地域として政令で定めるところにより自治大臣が指定する地域内に設置され又は配置される消防施設で政令で定めるものに係る第四条第一項の規定の適用については、同項中「三分の一」とあるのは、「二分の一」とする。

12 前項の規定による改正後の消防施設強化促進法附則第二項の規定は、昭和四十九年度の予算に係る国の補助金から適用する。  
 理由  
 地方財政の状況にかんがみ、社会福祉水準の向上、教育の充実等に要する地方団体の財源の充実を図るとともに、各種の制度改正等に伴つて増加する財政需要に対処するため、地方交付税の単位費用を改定するほか、昭和四十九年度分の地方交付税の総額の特例を設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方行政委員会議録第七号中正額

段行	誤	正
一	長官御意見	長官の御意見
二	公営企業	公営企業
三	交付税	交付税
四	ようち	ように
五	努力を	努力と
六	努力	協力
七	昨日	昨日
八	したがう	したがる
九	強固は	強固な
十	市町村園	市町村園
十一	その点は	その点は

昭和四十九年三月十三日印刷

昭和四十九年三月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局